



〈案〉

寒川町障がい者福祉計画

第5次寒川町障がい者計画

第6期寒川町障がい福祉計画

第2期寒川町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



寒川町

目 次

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について・・・ 4
4. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 計画の達成状況の検証及び評価
 - (2) 計画の推進体制

第2章 障がい者等の現状

1. 寒川町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 人口の推移
 - (2) 障がい者数の推移
 - (3) 障がい者数の将来推計
 - (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況
2. 前障がい者計画の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第3章 基本理念

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. 基本方針・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 第5次障がい者計画

1. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
2. 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第5章 第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）

1. 令和5年度の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定
 - (5) 障がい児支援のための提供体制の整備
 - (6) 相談支援体制の充実強化
 - (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
2. 障がい福祉サービスの種類と見込量・・・・・・・・・・ 63
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障がい児通所支援
 - (6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策
3. 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業
 - (3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

資料編

- 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
- 寒川町地域自立支援協議会設置要領・・・・・・・・・・ 105
- 障がい福祉関係用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。

※本文中に記載されている福祉関係用語については_____*の印をつけ、巻末に「障がい福祉関係用語集」を掲載していますので、ご参照ください。

第1章 総論

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第4次寒川町障がい者計画）」（計画期間:平成30～令和2年度）を、そして、「障がい者やさしさプラン」に掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービス*や地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第5期寒川町障がい福祉計画」（計画期間:平成30～令和2年度）を、さらに障がい児通所支援*や障がい児相談支援についての必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第1期寒川町障がい児福祉計画」（計画期間:平成30～令和2年度）を「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、一貫した障がい福祉施策を推進してまいりました。

また、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*に掲げられている「誰一人も取り残さない」という理念を取り入れ、切れ目のない支援を図るためのサービスの充実や体制強化に取り組むとともに、瞬く間に世界に広がり経済や生活様式に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症への対応等、現代社会が抱える様々な問題を見直しの機会と捉え、長期的な視点を持って対応していく必要があります。

これらの取り組みを踏まえ、令和2年度をもって、現行の計画が終了となることから、基本理念の実現に向け、引き続き「障がい者やさしさプラン（第5次寒川町障がい者計画）」・「第6期寒川町障がい福祉計画」・「第2期寒川町障がい児福祉計画」の3計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を一体的に策定するものです。

2. 計画の目的

この計画は、「障害者基本法*」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）*」第88条第1項に規定されている障がい福祉計画及び、「児童福祉法*」第33条の20第1項に規定されている障がい児福祉計画を盛り込んだ障がい福祉計画を、調和のとれた一体的な計画とするために「寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。

策定に当たっては、国や神奈川県等の障がい者計画と、それらの策定時の基本指針に基づき、基本的には、これまでの前計画を継承し、必要な施策を着実に推進していきます。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

市町村における障がい児者の福祉に係る計画には、「障害者基本法」に基づく、「障がい者計画」や、「障害者総合支援法」に基づく、「障がい福祉計画」、「児童福祉法」に基づいた「障がい児福祉計画」の3つの法定計画があります。

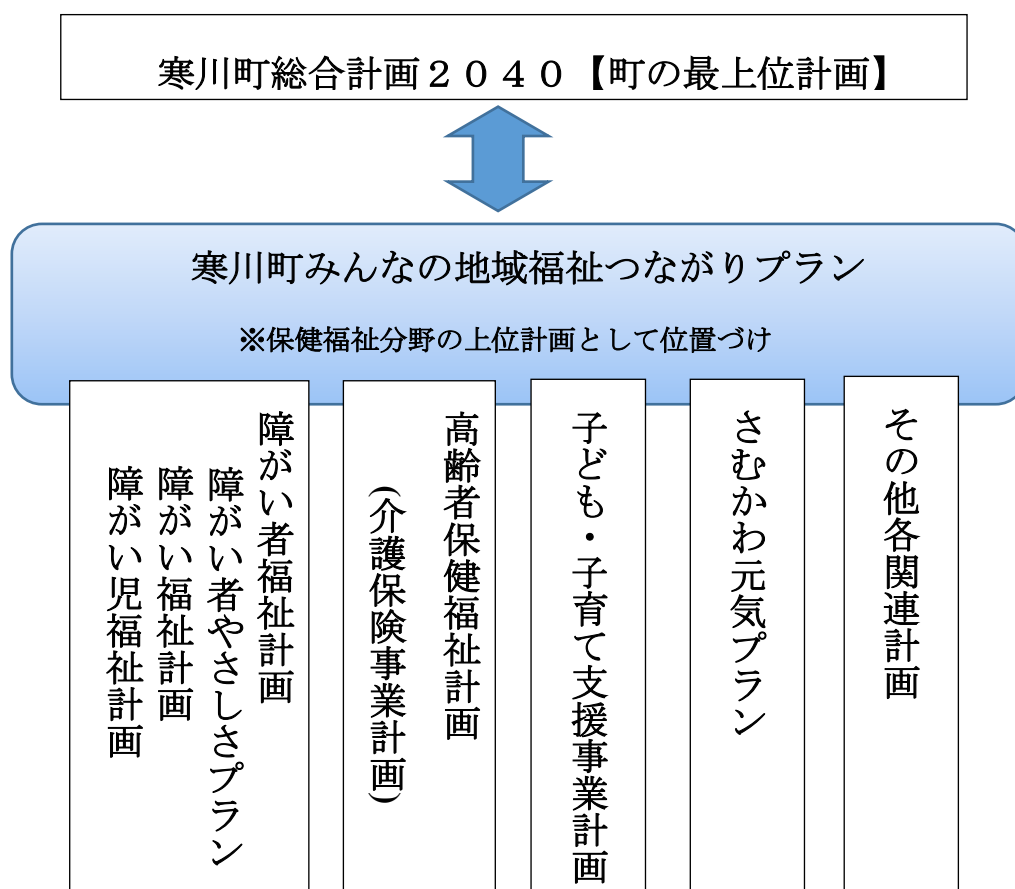
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)
位置づけ	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画

4. 計画の位置づけ

本計画は、本町の町政運営における基本的な計画である「寒川町総合計画2040」の個別計画として位置づけられる「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を上位計画とするものであり、「障がい者やさしさプラン（障がい者計画）」は、障害者基本法に基づく、障がい者施策全般におよぶ基本的な事項を定めた「障がい者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画であり、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児相談支援についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画としての性質を有する「障がい福祉計画」として位置づけます。

また、本計画においては、国や県の障がい者計画に則したものにするとともに、本町の各計画等との整合を図ります。

◆障がい者計画の位置づけ◆



5. 計画の期間

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年計画とします。

なお、制度改正等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

◆計画期間◆

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
やさしさプラン (障がい者計画)						
障がい福祉計画	障がい者福祉計画 (第4次障がい者計画) (第5期障がい福祉計画) (第1期障がい児福祉計画)			障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画) (第2期障がい児福祉計画)		
障がい児福祉計画						

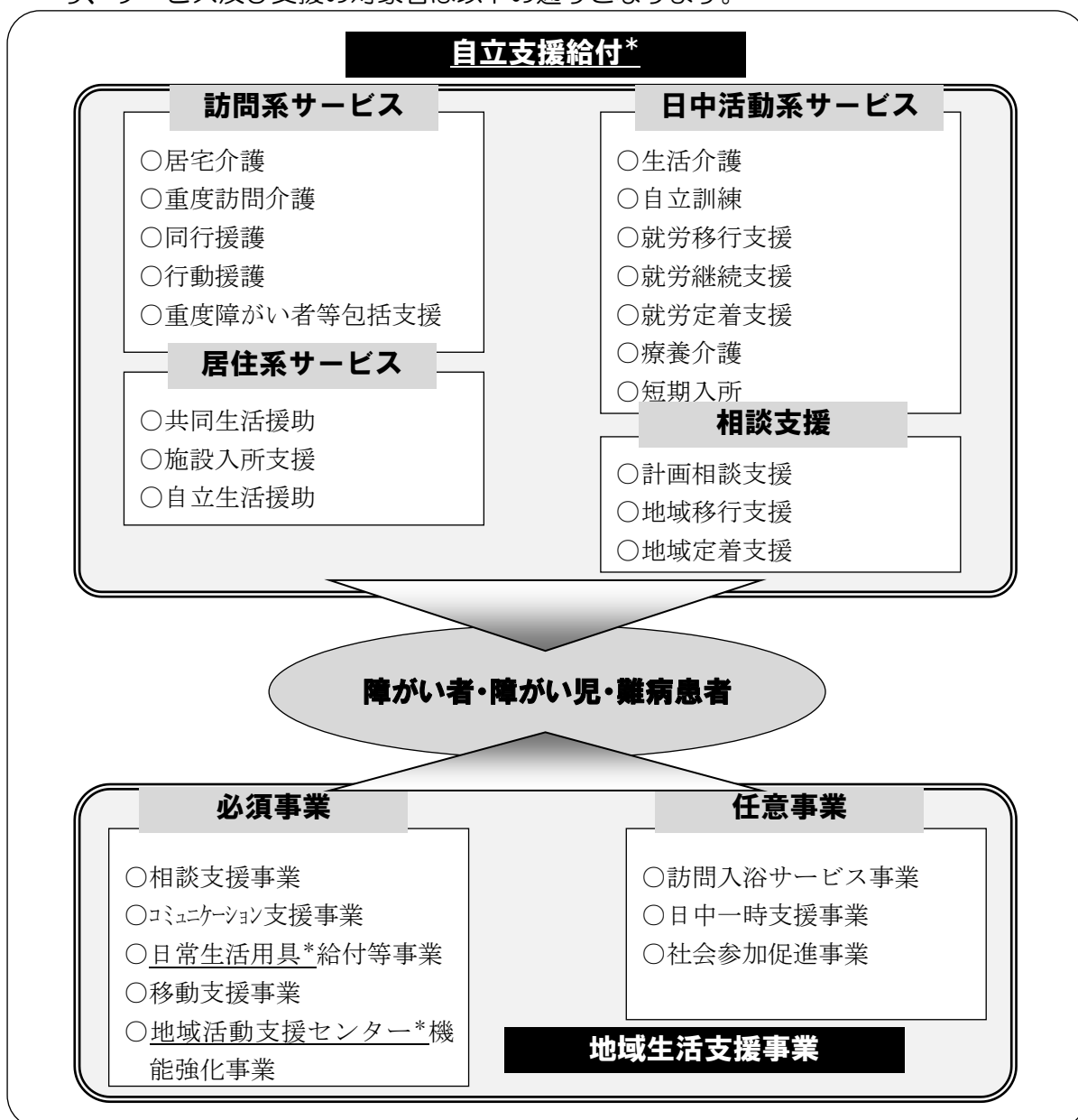
6. 計画の対象者

この計画における「障がい者」の範囲については、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病*、発達障がい*（自閉スペクトラム症*など）、高次脳機能障がい*などの疾病や障がいのある人となります。

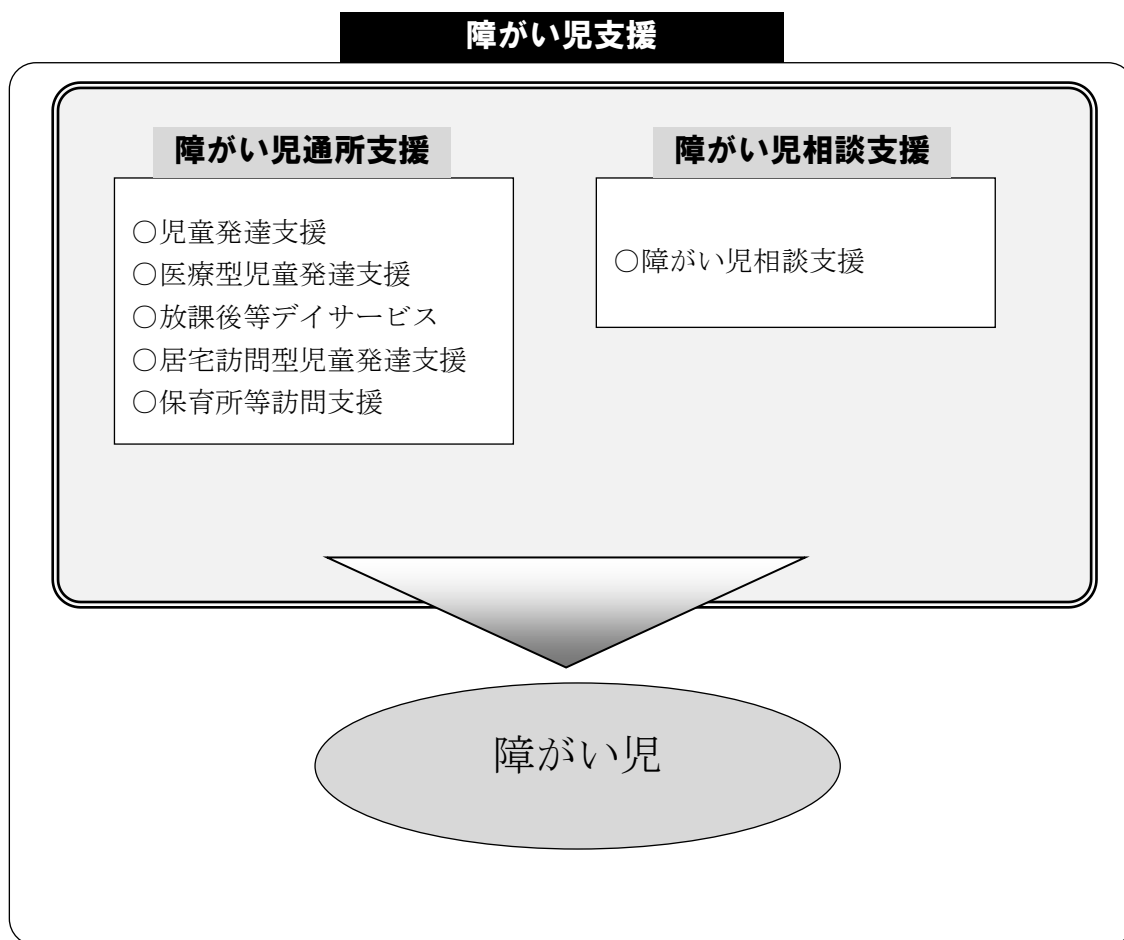
障害者総合支援法関連サービスの対象者

障害者総合支援法は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としております。障がい福祉サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっております。サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



児童福祉法関連サービスの対象者

児童福祉法に基づき、障がい児支援の強化を図るため、障がい児の通所支援の「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を実施しております。サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっており、サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



(1) 訪問系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
居宅介護	<p>障がい支援区分*が1以上（障がい児の場合はこれに相当する支援の度合）である人。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合は、下記のいずれにも該当する人。</p> <p>（1）区分2以上に該当していること。</p> <p>（2）障がい支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩行」：「全面的な支援」 ・「移乗」「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」 ・「排尿」「排便」：「部分的な支援」又は「全面的な支援」
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由*又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が4以上で、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。</p> <p>（ア）下記のいずれにも該当すること。</p> <p>（1）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>（イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。</p>
同行援護	<p>視覚障がい*により、移動に著しい困難を有する人等。</p> <p>具体的には障がい支援区分に関わりなく、「同行援護アセスメント調査票」において、「視力障がい」「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、「移動障がい」の点数が1点以上の人。</p>
行動援護	<p>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等で、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が3以上で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児の場合はこれに相当する支援の度合）である人。</p>
重度障がい者等包括支援	<p>常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が6（障がい児の場合は区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する人。</p> <p>（ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人のうち、下記のいずれかに該当する人。</p> <p>（1）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人。</p> <p>（2）最重度知的障がいのある人。</p> <p>（イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人。</p>

(2) 日中活動系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
生活介護	<p>入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人。</p> <p>(1) 障がい支援区分が3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する人であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。</p>
自立訓練	<p><機能訓練></p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人又は難病等対象の人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーション*の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p>(2) 特別支援学校*を卒業した人で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p><生活訓練></p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な、知的障がいや精神障がいのある人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p>
宿泊型自立訓練	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人のうち、日中、一般就労*や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な人。</p>
就労移行支援	<p>就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の人。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人。</p>

サービス名	利用対象者
就労継続支援A型 (雇成型)	<p>企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。</p> <p>(3) 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。</p>
就労継続支援B型 (非雇成型)	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。</p> <p>(2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人。</p> <p>(3) 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金*1級受給者。</p>
就労定着支援	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がいのある人。（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がいのある人であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がいのある人も含む。）</p>
療養介護	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人として次に掲げる人。</p> <p>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障がい支援区分が6の人。</p> <p>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい*のある人で、障がい支援区分が5以上の人。</p>
短期入所	<p>居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 障がい支援区分が1以上である人。</p> <p>(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障がい児。</p>

(3) 居住系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人（身体の障がいにあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）。
施設入所支援	<p>(1) 生活介護を受けている人で、障がい支援区分が4（50歳以上の人にあつては区分3）以上である人。</p> <p>(2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他のやむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。</p> <p>(3) 生活介護を受けている人で障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた人。</p> <p>(4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた人。</p>
自立生活援助	障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用して障がいのある人又は居宅において、単身であるためもしくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がいのある人であつて、自立した日常生活を営むための環境整備するための援助を要する人。

(4) 障がい児通所系サービスの対象者

サービス名	利用対象者
児童発達支援	療育*の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、次に該当するような未就学の障がい児。 (1) 町が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。 (2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所で、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法*等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
放課後等 デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。
保育所等訪問支援	保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

(5) 相談支援の対象者

サービス名	利用対象者
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。
地域移行支援	<p>障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人。具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がいのある人。</p> <p>(2) 精神科病院に入院している精神障がいのある人。</p> <p>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がいのある人。</p> <p>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある人。</p> <p>(5) 更生保護施設に入所している障がいのある人又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある人。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身等で生活する障がいのある人。具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 居宅において単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある人。</p> <p>(2) 居宅において家族と同居している障がいのある人であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がいのある人に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人。尚、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人の他、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等も含む。</p>

7. 計画の推進体制

(1) 計画の達成状況の検証及び評価

本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい者福祉計画の推進にあたっては、福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。

また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会*」において、分析、評価を行い達成状況や施策の効果を検証し、各種機能の更なる強化・充実につなげてまいります。評価や今後の方向性の具体的な内容については、ホームページに公表します。

(2) 計画の推進体制

①障がいのある人、町民等の意見の反映

- ・計画を推進していくためには、障がいのある人とその家族、支援者、当事者団体、町民等との協議・意見交換を行うとともに、意見や提言を各施策に取り入れられるよう努め、計画の策定・見直しに反映させていきます。

②町民への情報提供の充実

- ・国や県からの情報収集、近隣市町村との情報交換を密に行い、障がいのある人や家族に向けた、障がい福祉施策の情報提供の充実を図ります。
- ・地域自立支援協議会の運営状況については、ホームページ等で公表していきます。

③各施策の実行に向けた財源の確保

- ・本計画で位置づけられた各施策を着実に推進していくために、必要な財源の確保に努めていきます。

④関係機関との連携

- ・各施策を展開していくためには、地域社会を構成する町民やサービス提供事業者、企業等などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携や、ボランティア*等の協力を図りながら、本計画に位置づけられた各施策の実行に向けて取り組んでいきます。

第2章 障がい者等の現状

第2章 障がい者等の現状

1. 寒川町の現状

(1) 人口の推移

町の人口は、令和2年4月1日現在で48,743人となり、若干の増加傾向となっております。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	48,209	48,360	48,414	48,457	48,581	48,743

※各年の総人口は4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値であり、外国人登録を含みます。

(2) 障がい者数の推移

令和2年4月1日現在、町の身体障害者手帳*・療育手帳*・精神障害者保健福祉手帳*の所持者数は2,282人、その推移は下表のとおりで、総人口に占める割合は4.68%となっています。

人口の推移と比較すると年々伸び率が上昇している傾向があり、特に精神障がい者の伸びは顕著です。

なお、国の状況については、内閣府が作成する令和2年版障害者白書において、人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者は34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は33人となっており、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを有している状況となっています。

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
<u>身体障がい者*</u>	1,400	1,398	1,382	1,360
身体障がい児	42	47	45	44
<u>知的障がい者*</u>	281	260	267	289
知的障がい児	109	138	137	145
<u>精神障がい者*</u>	367	392	423	444
合計	2,199	2,235	2,254	2,282
対人口比率	4.54%	4.61%	4.64%	4.68%

(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)

◆等級・障がい別人数集計

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚障がい	26	41	14	15	29	11		136
聴覚障がい*		42	21	42		63		168
平衡機能障がい			0		1			1
音声機能障がい			10	11				21
言語機能障がい			7	1				8
肢体不自由（上肢）	52	115	95	55	27	42	35	421
肢体不自由（下肢）	41	44	127	233	43	31	31	550
肢体不自由（体幹）	44	45	12		19			120
心臓機能障がい	157		20	22				199
腎臓機能障がい	133		1	0				134
呼吸器機能障がい	6		8	5				19
膀胱直腸障がい	0		5	52				57
肝臓機能障がい	4	2	0	1				7
その他内部障がい*	0	4	2	16				22
計	463	293	322	453	119	147	66	1863
実数(総合等級)	502	221	183	327	82	89		1404

(令和2年4月1日現在)

※実数は、2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいの合計指数に応じて、『総合等級』が決まるため、本来存在していない等級にカウントされている場合があります。

知的障がい児者（療育手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在で434人となっていて、平成29年と比べ、約11.3%の増加となっています。

◆知的障がい児者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)	合計
86	70	102	176	434

(令和2年4月1日現在)

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在で444人となっていて、平成29年度と比べ、約20.9%の増加となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数

(単位：人)

1級	2級	3級	合計
62	264	118	444

(令和2年4月1日現在)

◆保険別自立支援医療* (精神科通院) 件数

(単位：人)

被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計
144	215	269	114	25	767

(令和2年4月1日現在)

◆障がい福祉サービスに係る障がい支援区分の取得者数

(単位：人)

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
1	35	57	53	31	73	87	337

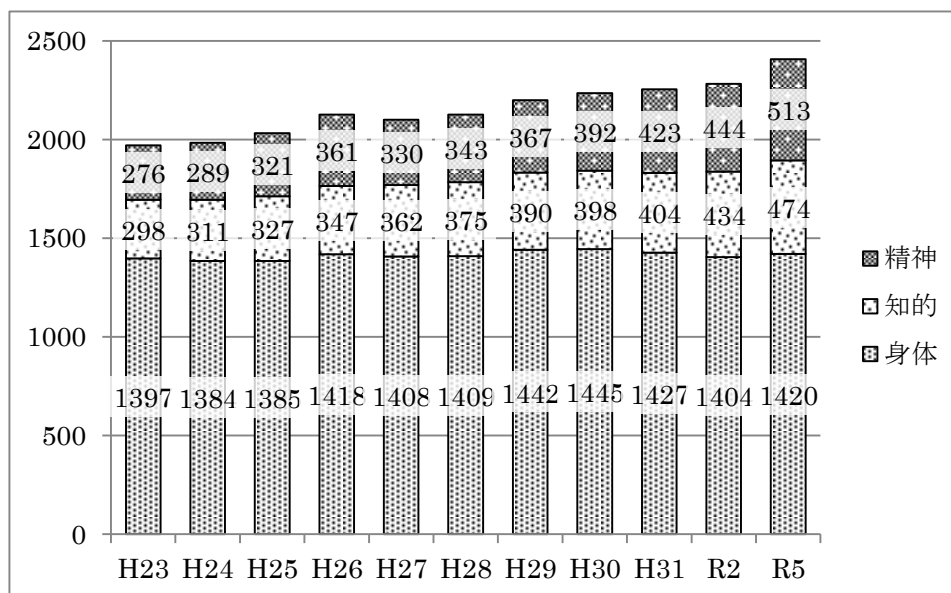
(令和2年4月1日現在)

(3) 障がい者数の将来推計

平成30年度から令和2年度の間、身体障がい者数については微減、知的障がい者と精神障がい者数については増加の傾向にあります。特に精神障がい者数の高い伸びを鑑みると、今後も引き続き増加の傾向は変わらないと予測しています。

本計画の最終年となる令和5年の障がい者数を見込むにあたっては、令和5年の寒川町の人口を48,073人と推計し、令和3年度から令和5年度までの各障がい者手帳をお持ちの方の増加率が、平成30年度から令和2年度までの増加率と同等であると仮定し、推計を行いました。

その結果、令和5年4月1日の身体障がい者数は1,420人、知的障がい者は474人、精神障がい者は513人と見込みます。



(4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況

令和2年4月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量は、下表のとおりとなっています。

(令和2年4月1日現在)

	サービス名称		支給決定		
			人数	支給量	単位
自立支援 給付 サービス	居宅 介護	身体介護	46	1007.5	時間
		通院等介助（身体あり）	10	102	時間
		通院等介助（身体なし）	1	22	時間
		家事援助	39	554.5	時間
		通院等乗降介助	4	42	回
		重度訪問介護	1	53	時間
		同行援護	15	601	時間
		行動援護	2	35	時間
		重度障害者等包括支援	0	0	日
		生活介護	118	2386	日
		自立訓練（機能訓練）	0	0	日
		自立訓練（生活訓練）	1	22	日
		就労移行支援	15	330	日
		就労継続支援A型	10	220	日
		就労継続支援B型	97	1987	日
		就労定着支援	9		日
		療養介護	8		日
		短期入所	79	659	日
		共同生活援助	63		日
		施設入所支援	46		日
		自立生活援助	0		日
		計画相談支援	191		
		地域移行支援	0	0	日
	地域定着支援	0	0	日	
障がい児 通所支援		児童発達支援	34	437	日
		医療型児童発達支援	0	0	日
		放課後等デイサービス	96	1588	日
		保育所等訪問支援	1	2	日
		居宅訪問型児童発達支援	0	0	日
		障がい児相談支援	20		

(※サービスの人数及び支給量は一月あたりの値)

2. 前障がい者計画の検証(案)

実施状況等から見た今後の課題

前計画では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと5つの基本目標により、施策を展開してきました。前計画の実施状況などから見た今後の課題は次のとおりです。

前計画の具体的な施策については、全7分野を通じて、概ね計画的に実施できているものの、特別な配慮や支援を要するケースに対応するための相談体制全体の底上げや緊急時の体制強化などの課題もあげられています。

また、障がい福祉計画見直しのためのアンケート調査でも、将来の暮らしについて、「自宅で家族と暮らしたい」と希望している人が多く、地域での生活基盤を整えるためにも相談支援機能の強化、障がい福祉サービスの充実、緊急時の体制の整備等が重要となっています。

これらの課題に対応するため、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者等の人材育成、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行います。

また、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点が連携して、緊急時の受け入れ体制の確保に取り組みます。

第3章 基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

障がいのある人もない人も、

地域の中で安心して暮らせる社会を目指して

2. 基本方針・目標

障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、人生の様々な場面で適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

基本目標1 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、どこでだれとどのように暮らすかなど自ら選ぶための意思決定支援*や、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、広報・啓発をはじめ、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう、交流やふれあいの機会などを活用することにより、心のバリアフリー*を推進します。

基本目標2 地域におけるサービスの充実

障がいのある人が、ライフステージ*に応じた必要なサービスを利用できるよう、また、入所等から地域生活への移行や、在宅からグループホームへの移行等、地域での生活を継続できるよう、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や質の向上、相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、安心・安全な生活が送れるよう、ユニバーサルデザイン*に配慮した生活環境の整備と防災・防犯体制の充実に努めます。

基本目標4 助け合い・支えあいのあるまちづくり

障がいのある人もない人も地域で生活を送るために、相談支援機関を活用して町民・団体・関係機関等との連携や協働してさまざまな支援や、子どもから大人までの一貫した支援として、その家庭への支援や障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を一体化にして行うことで、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

基本目標5 障がいのある人の自立支援の促進

障がいのある人が地域で主体的に自立した生活を営むことができるよう、障がいの関係機関と連携して雇用や就労の促進を図るとともに、それぞれの障がいの特性に応じた適切な情報発信（提供）や、コミュニケーションにおける合理的配慮を進めるなど、障がいのある人の自立支援を推進します。

第4章 第5次障がい者計画

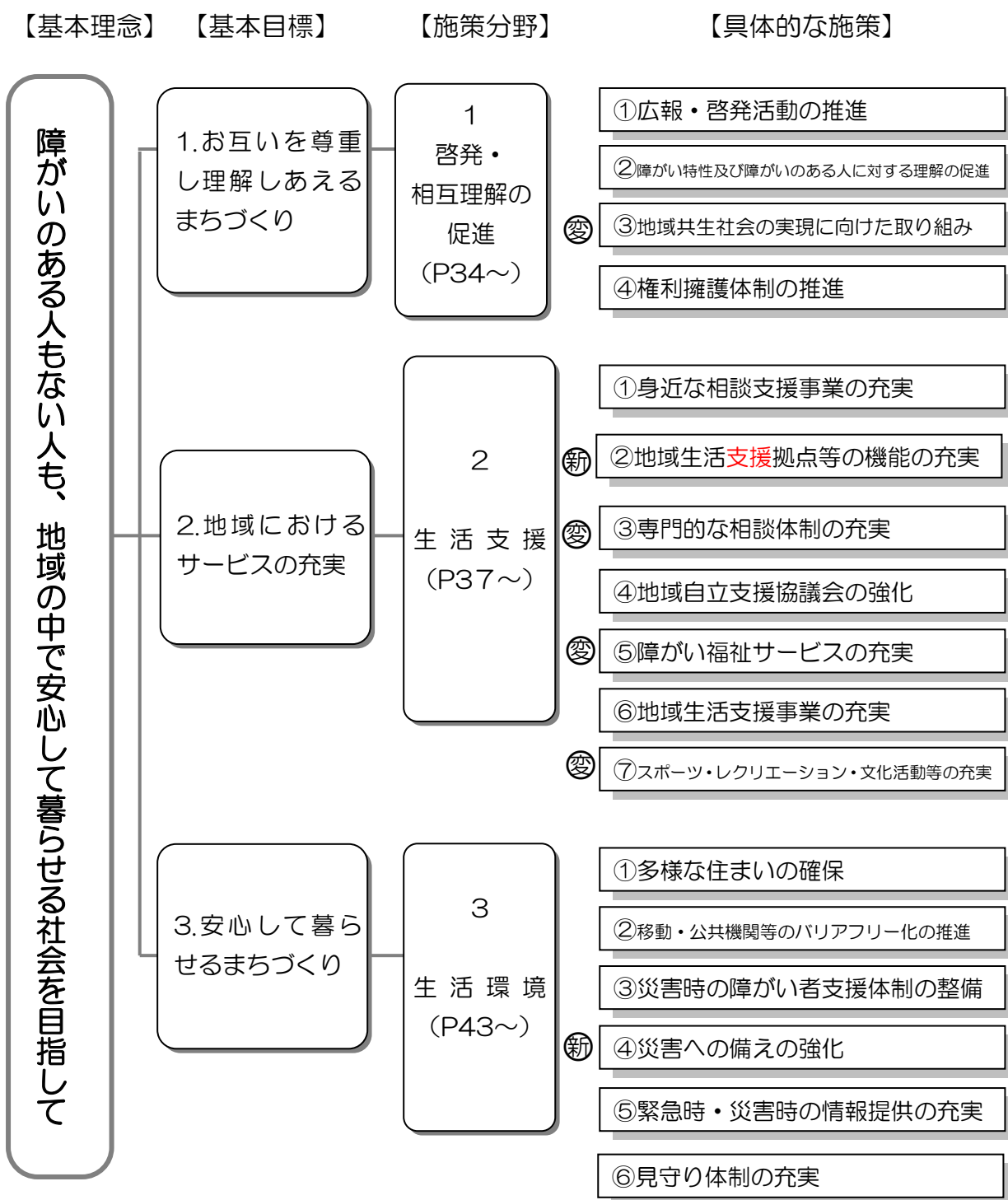
※目標値は現段階の暫定値です。

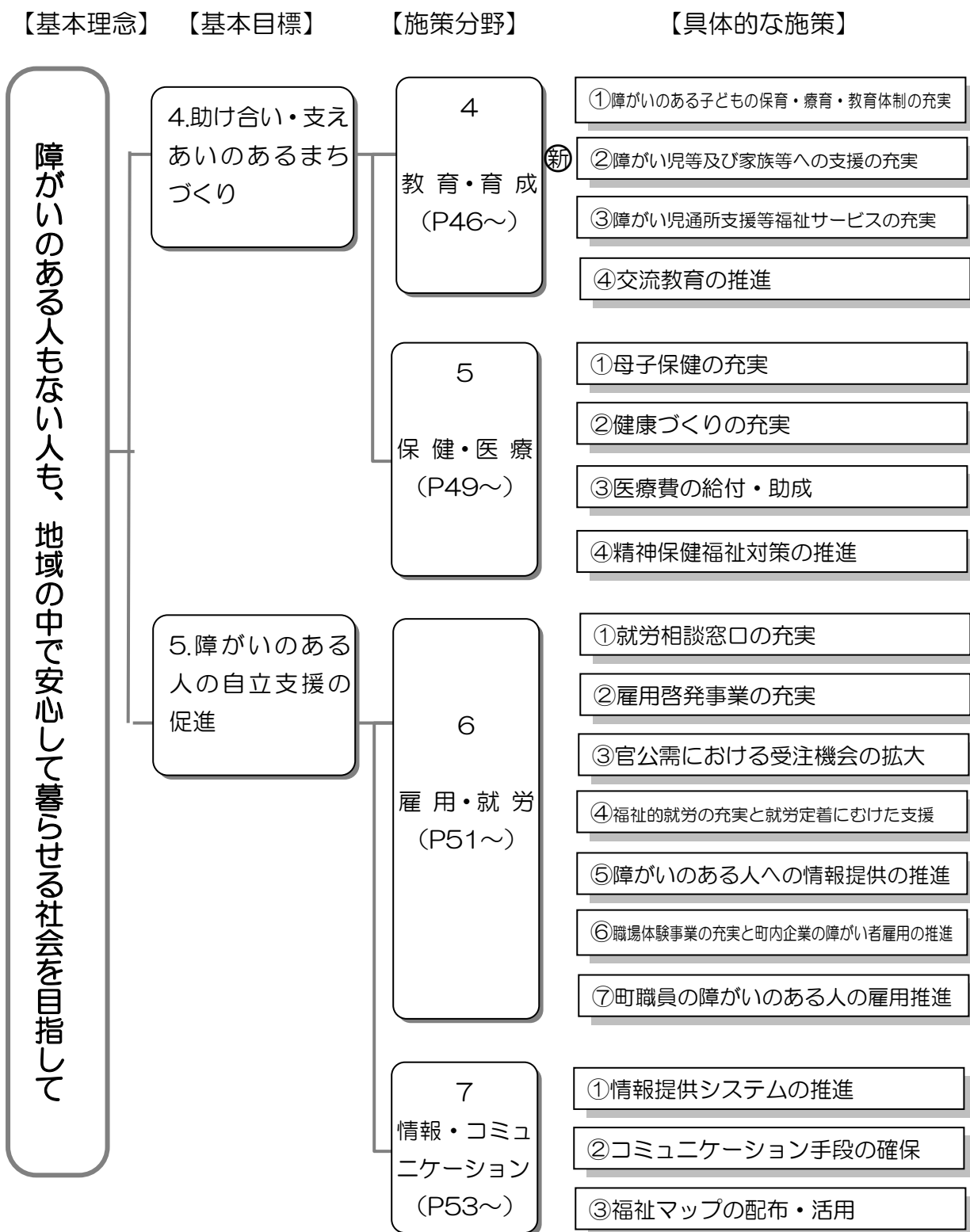
第4章に記載されている目標値は、計画策定に当たり現在検討している値であり、確定値ではありません。
今後の検討を踏まえて変更になる可能性があります。

※**新**の印は、制度改正や国の指針により新しく創設したものです。

第4章 第5次障がい者計画

1. 施策の体系





2. 施策の展開

(1) 啓発・相互理解の促進

◆現状と課題◆

町では、広報誌やホームページ等を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護*意識の向上を図ってきました。さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体と連携し啓発活動を推進してきました。

しかし、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、「この1年間で障がいが理由で差別を感じたことがあったか」について、「あった」と答えた人の割合が14.3%となっており、今後も、障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別や偏見を解消するために、継続した啓発活動を進めていく必要があります。

◆施策の方向◆

広報誌やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護意識の向上を図ります。

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や意思疎通を図る体制づくりや、障がいのある人一人ひとりの権利が尊重される社会の醸成に向け、障がい者の虐待防止や成年後見制度*の推進に努めます。

さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体などと連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。

◆具体的な施策◆

①広報・啓発活動の推進

- ・広報誌やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を実施します。

②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進

- ・障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内等で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間*」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施します。
- ・障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施します。

③地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ・地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう、地域団体や町内事業所などに理解を求めます。

④地域から寄せられる様々な相談を、基幹相談支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会*や包括支援センター等と連携し、継続的につながり続ける**伴走**型支援を目指します。

- ・広報誌や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を実施します。

④権利擁護体制の推進

- ・障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかを選択できるよう、それぞれの障がい特性や環境等に配慮した多様な意思決定支援を継続的に行うことにより、障がいのある人の日常生活並びに社会活動の質の向上を図ります。

- 各種契約行為等を行うことが困難な施設入所者や入院している人対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費用を助成する成年後見制度利用支援事業*を推進します。
- 成年後見制度については、制度や手続きが煩雑でわかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施します。
- 障害者虐待防止法*では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図ります。また、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。
- 平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)*」で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。
- 平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 障害者差別解消支援地域協議会として位置付けている町地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを推進します。

(2) 生活支援

◆現状と課題◆

障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、将来の暮らしについて「自宅で家族と暮らしたい」、または、「一人で自立して暮らしたい」という人が72.3%と大きく占めています。また、福祉団体等からのアンケート調査では「親亡きあと」を心配する声が多く寄せられています。障がいのある人が地域で生活していくためには、個々の障がい状況に応じた支援体制を始め、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォローなど、生活や家族の状況まで考慮した支援体制が求められています。同時に、安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成等も重要となります。

また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。

◆施策の方向◆

個人のニーズに合わせて福祉サービスなど必要なサービスを選択・利用できるよう、適切なサービス量の確保に努めるとともに、複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなど、各種支援体制の充実を図ります。

また、身体、知的、精神障がい者並びに発達障がい者、難病患者等の障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実現とともに、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行などの課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。

◆具体的な施策◆

①身近な相談窓口の充実

- 相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。
- 民生委員*や委託相談支援事業者等の活動内容を周知することで、障がいのある人やその家族が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「ほっとすペース」の登録を推進しています。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即したネットワークの確保に努めます。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士*等の有資格者を配置することに努めます。
- 介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。

②地域生活支援拠点等の機能の充実

- ㊦障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点が連携して、介護者の急病など緊急時の受入体制の確保に努めます。
- ㊧基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による指導及び助言を行うとともに、地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネートを行います。
- ㊨将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、また、障がい福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成と研修の実施に努めます。

③専門的な相談体制の充実

㊦ 特別な配慮や支援を要するケース、また、障がいの種別により異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を基幹相談支援センターにて実施します。

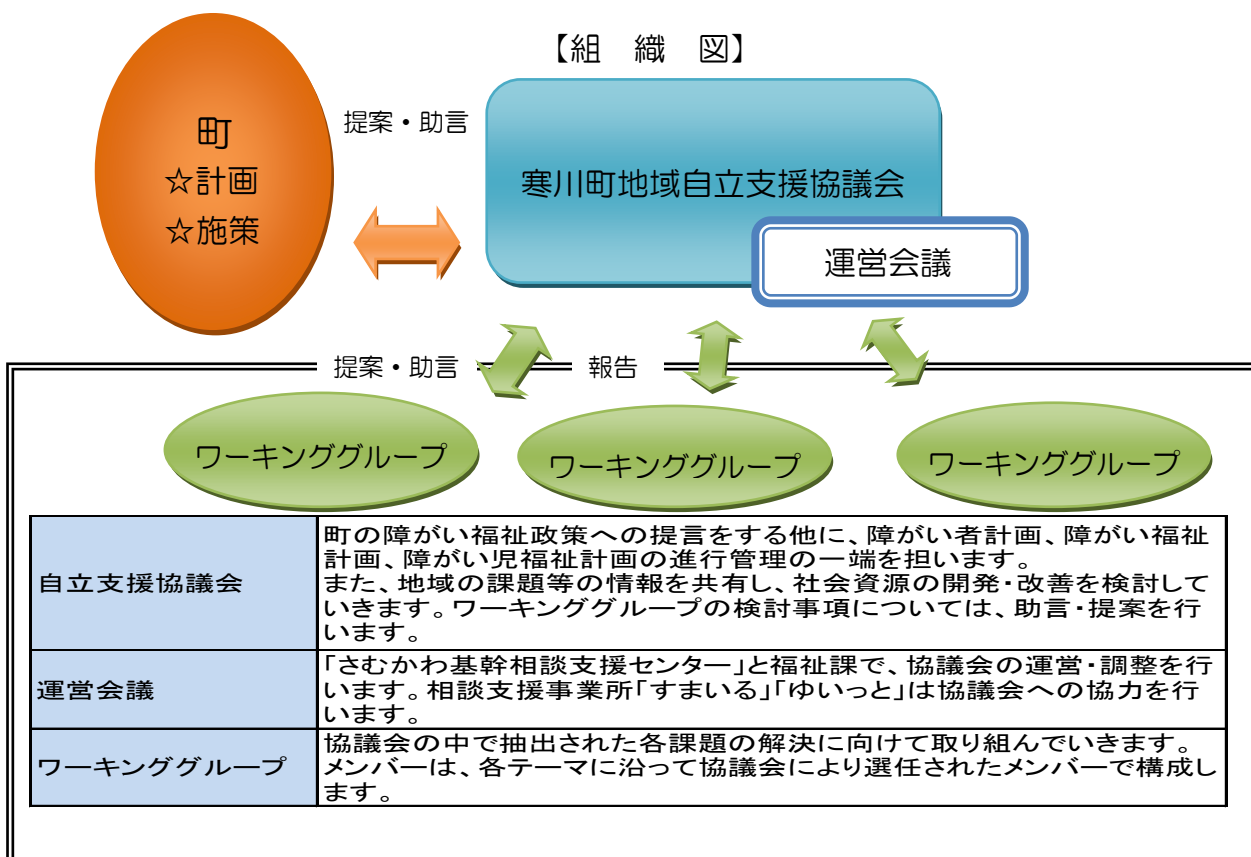
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所*、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター、神奈川県総合リハビリテーションセンター、発達障害者地域支援マネージャー*、神奈川県発達障害支援センター「かながわA^{エス}」*等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口^にに精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。(再掲)

④地域自立支援協議会の強化

- 町地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関とネットワークの構築を図るとともに地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源*の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。
- 町自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築及び困難事例への対応などについて検討します。

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするとともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。



⑤障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

1. 訪問系サービスの充実

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護
- 重度障がい者等包括支援

2. 日中活動系サービスの充実

- 生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援 ○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型
- 就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型、医療型）

3. 居住系サービスの充実

- 共同生活援助（グループホーム・日中サービス支援型）
- 自立生活援助 ○施設入所支援

4. 相談支援の充実

- 計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

5. 障がい児への支援の充実

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児相談支援

- 医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる障がい福祉サービス拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置します。

- 難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。

- 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるよう利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。

⑥強度行動障がい*や高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、適切な支援ができるよう、神奈川県が実施する研修について、各事業所に情報提供するなどの働きかけを行います。

⑦アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援や普及啓発が重要であることから、当事者団体の情報について提供するとともに、茅ヶ崎市保健所で実施する「アルコール教室」を紹介するなど、地域における様々な関係機関と連携し、依存症である人及びその家族を支援します。

⑥地域生活支援事業の充実

1) 相談支援事業所の充実

- ・相談支援事業所については、今後想定される障がい者手帳所持者の増加に合わせて、適切な相談支援体制の整備に努めます。

2) その他地域生活支援事業の充実

- ・その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。

⑦スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

- ・スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者*・要約筆記者*の派遣の充実を図ります。

- ・町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者が参加できるよう、環境整備に努めます。

また、障がいのある人がスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し支援します。

⑧寒川総合図書館と連携し、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に努めます。

(3) 生活環境

◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行の更なる推進を図るため数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。

すでに地域で生活を送っている当事者も家族の高齢化とともに独居になるケースが増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化や障がい特性に合った環境整備が必要です。

また、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、水害や地震等の災害時に一人で避難できないと回答された方が46.9%に達し、福祉団体等からのアンケート調査においても、災害時の不安に関する声が多く寄せられていることから、防災体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。

◆施策の方向◆

地域における生活の場となるグループホームの整備、充実を図っていきます。

あらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインを基本に、障がいのある人が安心して生活し、社会参加できるよう公共機関等のバリアフリー化を推進します。また、住宅環境については、快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を継続して行います。

さらに、障がいのある人が安心して生活していくために、平常時に、障がい特性に応じた災害時の情報取得についての周知を行うとともに、日頃から要支援者*の把握と名簿の作成に努め、地域との連携により防災対策の推進を図り見守り体制の充実に努めます。

◆具体的な施策◆

①多様な住まいの確保

- 障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

- ・障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業*や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。

②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレ*の整備を推進するなど、バリアフリー化に努めます。
- ・音響信号の設置については、茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険箇所の点検を継続的に実施していきます。

③災害時の障がい者支援体制の整備

- ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいます。更なる締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。
- ・「寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）」に基づき作成した災害時に支援が必要な要支援者の名簿について、定期的な更新を行い、支援関係者との情報共有を図るとともに、災害発生時には「避難行動要支援者支援マニュアル」等を活用し、障がいのある人等に対して、地域住民が迅速に情報提供や適切な避難・救助を含めた支援を行うことができる体制の確立を目指します。

④災害への備えの強化

- ・災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実努めます。
- ・総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。

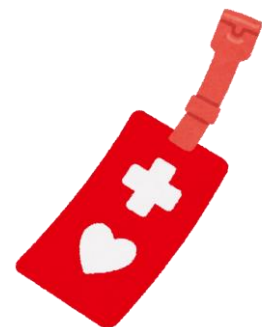
㊦いざというときにあわてることがないように、避難に備えた行動をあらかじめ決めてマイ・タイムライン*の作成について啓発を進めます。

⑤緊急時・災害時の情報提供の充実

- ・聴覚障がいのある人を対象に、スマートフォン等を利用して素早く119番通報ができる NET119*や警察官と文字による対話で110番通報ができるファックス110番・メール110番の周知を図ります。
- ・防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信します。
- ・障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。

⑥見守り体制の充実

- ・障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員・児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ・一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。
- ・障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業*をホームページや広報誌、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図ります。



(4) 教育・育成

◆現状と課題◆

共働き家庭の増加などの社会様式の変化により、保育園や放課後児童クラブ等を利用する子どもが増加している中で、障がいのある子どもの利用も増えています。

障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）が、発達や障がいの状況に応じた保育・療育・教育を受けるためには、就学前から卒業後の進路など成長段階にあわせて、見通しを持った切れ間のない相談体制が必要です。

また、障がいのある子どもへの支援については、日常生活における家族の支援と障がいへの理解が重要ですが、家族が子どもへの適切な関わり方を学ぶ機会が少ないという課題もあります。

さらに、障がいのある子どもの成長につれ、介助者の負担が大きくなることもあるため、放課後等デイサービスや短期入所といったレスパイトケア*の充実も欠かせない支援の一つです。

学校教育の場においては、幼少期から障がいへの理解促進を図るための福祉教育として、いろいろな障がいについて理解が深まるよう啓発していくことが必要です。

◆施策の方向◆

障がいの早期発見・早期支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るうえで重要であり、家族向けの支援を実施するなど引き続き推進します。

障がいのある子どもの専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から教育、保育等の関連機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

適切な療育と環境を整備するため、保育所等訪問支援及び保育士支援事業を活用し、各関係機関との連携による相談・支援体制の充実を引き続き図ります。

◆具体的な施策◆

①障がいのある子どもの保育・療育・教育体制の充実

- ・一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供、保育園や幼稚園、特別支援学校等との連携を図るとともに、発達や発育の遅れに心配のある子どもやその家族を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援の体制づくりにより、一貫した支援等が受けられるよう努めていきます。
- ・発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害(ADHD)*、学習障害、チック障害等、障がいの早期発見に努めるとともに、発達障害者地域支援マネージャーの活用や神奈川県発達障害支援センター「かながわ^{エス}A」と連携することで、適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。
- ・一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。

②障がい児等及び家族等への支援の充実

- ・保育園等の一般的な子育て支援施設において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設や事業所等が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりとして、保育所等訪問支援及び保育士支援事業を実施します。
- ⑦障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング*等の実施に努めます。

③障がい児通所支援等福祉サービスの充実

- ・就学前の障がいのある子どもには、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努め、児童発達支援センター機能について、広域的な設置も含め検討していきます。

- 就学後の障がいのある子どもにコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努めます。また、支援が途切れないう夏休みをはじめとした長期休暇時もサービスを実施します。
- 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障がい児支援利用計画を適切に作成できるように支援します。

④交流教育の推進

- 町内の小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。

(5) 保健・医療

◆現状と課題◆

障がいの早期発見と早期対応、日常の健康管理、また精神障がい等や家族への支援なども含め、障がいのある人に関わる健康管理を推進していくために、医療分野と保健分野の両面からのきめ細やかな対応が重要です。

障がいの原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談を有効活用するとともに、生活習慣病の予防に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がいのある人への支援体制の充実を図っていく必要があります。

◆施策の方向◆

障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な医療的ケア及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。

◆具体的な施策◆

①母子保健の充実

- ・障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生日前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等、保護者の育児不安の解消を図ります。
- ・保健師等による「育児相談」や公認心理師による「子どもの発達相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化します。
- ・障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）に対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やその他の関係機関との連携を強化し、相談・指導の充実に努めます。

②健康づくりの充実

- 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病を予防するための知識や健康管理に関する情報の普及を促進するため、広報等による継続的な情報提供や予防に向けた普及啓発に努めます。
- 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎市保健所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。

③医療費の給付・助成

- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

④精神保健福祉施策の推進

- 精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。（再掲）
- 精神障がい者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようになるための支援体制の充実に努めます。

(6) 雇用・就労

◆現状と課題◆

障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、「障害者雇用促進法」で官民に対し、法定雇用率の遵守が義務付けられ令和3年3月には法定雇用率の引き上げが行われます。また、「障害者優先調達推進法*」に基づき、町は、福祉就労施設等からの受注拡大を図る必要があります。

働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保するため、障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努める必要があります。

また、職場での障がいについての配慮や理解の不足により、就労の継続ができないケースも生じており、雇用する側への支援体制が必要となっています。

◆施策の方向◆

就労と生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

また、事業主や民間企業に対する障がい者雇用の理解の促進を図り、障がいのある人の就労環境の改善と就労の場の拡大に努めます。

さらに、福祉就労施設へ発注可能な業務の掘り起こし等を行うなど、官公需における受注拡大にも取り組みます。

◆具体的な施策◆

①就労相談窓口の充実

・就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター*等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。

・就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。また、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の確保に努めます。

②雇用啓発事業の充実

- ・障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

③官公需における受注機会の拡大

- ・障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。

④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援の実施

- ・一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労*の場の確保に努めます。
- ・一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。

⑤障がいのある人への情報提供の推進

- ・湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。

⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進

- ・特別支援学校（養護学校*）に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館等公共施設や寒川町役場での実習の実施に努めます。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努めます。

⑦町職員の障がいのある人の雇用推進

- ・町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます。

(7) 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要です。しかし、様々な障がいの特性や状態に応じた情報提供や意思疎通の支援方法が多様であることから、すでに発信している情報の内容や提供方法を整理し、それぞれの障がいの特性や状態にあった情報提供の推進が必要となっています。

◆施策の方向◆

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な情報を正確に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進するなど意思疎通に配慮するとともに、地域で暮らす一人ひとりの障がいのある人が、自分らしく生活ができる支援体制の構築を図ります。

聴覚障がいや視覚障がい、言語障がいのある人に対する情報通信装置等の日常生活用具の利用の促進のほか、手話通訳者等の養成事業や、様々な障がいに対応したコミュニケーション支援に努めます。

また、災害時にも障がい特性に応じたコミュニケーションが可能となるよう、広域避難所へのコミュニケーションツールの設置を進めます。

◆具体的な施策◆

①情報提供システムの推進

- ・障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。

②コミュニケーション手段の確保

- ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報誌や選挙公報についても、視覚障がいのある人向けに点字版や音声版の作成を引き続き実施していくとともに、拡大版についても検討していきます。
- ・聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の育成と資質向上を図ります。
- ・障がいに応じたコミュニケーション機器の利用ができるよう、日常生活用具の給付を行います。

- ・発達障がいや知的障がい、身体障がいにより言葉で伝えられない方などに対し、コミュニケーションボードなどの視覚的支援の普及に努めます。

③福祉マップの配布・活用

- ・障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。



第5章 第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)

※目標値は現段階の暫定値です。

第5章に記載されている見込値及び目標値は、計画策定に当たり現在検討している値であり、確定値ではありません。

今後の検討を踏まえて変更になる可能性があります。

※**新**の印は、制度改正や国の指針により、新しく創設したものです。

第5章 第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）

1. 令和5年度の目標設定

(1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値

【国の基本指針】

「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減すること」と、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から6パーセント以上が、地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

また第5期で定めた数値目標が達成されないことが見込まれる場合には、その未達成と見込まれる人数を加味して目標を設定することとされています。

【町の現状と考え方】

サービス名称	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	47人	46人	45人	44人

※平成28年度末の入所数が第5期計画での基準値となっています。

※平成30年度、令和元年度は3月末実績。令和2年度は9月末実績。

第5期計画での削減目標は0人、入所から地域に移行する人数の目標を5人と設定しました。平成30年度から令和2年9月末時点で、地域生活へ移行した人数は4人、その他の理由で退所された人が3人、新たな施設入所者が3人でした。令和2年9月末時点の施設入所者数は44人のため、平成28年度末時点に比べて3人減少しています。

第6期計画においては、国の基本指針、過去の実績、施設入所や地域生活に対するニーズ等を踏まえて、成果目標を設定します。

【数値目標】

項目	第6期目標数値	考え方
【基準】施設入所者数(A)	45人	令和元年度末現在
【成果目標】地域生活移行者数(B)	3人	(A)のうち、令和5年度末までに移行する人の目標数
新たな施設入所支援の利用者数(C)	3人	令和5年度末までに、施設入所が必要な人の見込み数
計画終了年度末施設入所者数(D) (D=A-B+C)	45人	地域生活移行者数(B)及び新たな施設入所者数(C)を勘案
【成果目標】入所者の減少見込み (A-D)	0人	令和5年度末目標数

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本的指針】

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

【町の現状と考え方】

平成29年4月から茅ヶ崎市が保健所政令市に移行したことから寒川町の保健所業務を茅ヶ崎市保健所で行うこととなりました。

現在茅ヶ崎市保健所が行っている、茅ヶ崎市保健所管内の精神医療や福祉関係機関との連携を図ることを目的とした連絡会などを活用し、協議を行うとともに、町地域自立支援協議会との連携を図り、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について引き続き検討を進めます。

（3）地域生活支援拠点等の充実

【国の基本的指針】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。

【町の現状と考え方】

当町が属している湘南東部保健福祉圏域においては、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者*を対象とした受け入れ可能な施設を有していないのが現状です。

町としては、医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として、短期入所サービスを提供する事業所（障害福祉サービス等拠点事業所配置事業）を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制の強化・充実に努め、令和5年度末までに3つの機能の確保を行ない、町地域自立支援協議会等を活用して機能の検証及び検討を年1回以上実施することを目標とします。

さらに、障がいのある人のライフステージに応じた多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能を強化するため、神奈川県の実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるように取り組みます。

（4）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

【国の基本指針】

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和元年度中の一般就労への移行実績の1.27倍以上」を目標として設定しています。

また、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を使用することを基本とすること」、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすること」を目標として設定しています。

このほか、「大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めること」も目標として設定しています。

【町の現状と考え方】

町では、平成30年度と令和元年度の2か年で16人が福祉施設を退所し、一般就労へ移行しました。

障がいのある人の就労意欲を実現するため、身近な場所で就労相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。

また、障がい特性に応じた雇用の場の創出に向け、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、町内企業の訪問を実施するとともに、これまで以上にハローワーク*や湘南障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化や、障がい者雇用に対する理解の促進を図っていきます。

さらに、一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。

なお、これまでの実績と国の基本方針から、令和5年度中に一般就労に移行する人数を8人、令和元年度実績の1.27倍と設定します。

併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指します。

項目		数値	備考
年間一般就労者数（実績）	平成29年度	2人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績
	平成30年度	10人	
	令和元年度	6人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績 （内訳） ・就労移行支援事業からの移行 5人 ・就労継続支援A型事業からの移行 1人 ・就労継続支援B型事業からの移行 0人
令和5年度の目標値	第4期計画	10人	第4期計画の目標値（平成24年度の人数の2倍以上）
	第5期計画	12人	第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）
	第6期計画	8人	第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍） （事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人

また、令和5年度末で、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者を、令和元年度末での就労移行支援を通じて一般就労に移行した者の7割、4人と設定します。

【数値目標】

項目	人数	備考
令和元年度中の一般就労移行者数（A）	5人	一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者
令和5年度中の一般就労移行者数	8人	令和5年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）
令和元年度中の就労定着支援利用者数	2人	（A）のうち、就労定着支援を利用した者
令和5年度中の就労定着支援利用者数	7人	令和5年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和5年度の一般就労者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の7割の利用）

(5) 障がい児支援のための提供体制の整備

【国の基本指針】

児童発達支援センターについて、国の指針では、地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとし、さらに、設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目的として設定しています。

このほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域もしくは町に少なくとも1か所以上確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、個々の発達段階に応じた発達支援等の役割を担う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進することを目標として設定しています。

【町の現状と考え方】

町の現状は、町立の児童発達支援事業所「ひまわり教室*」において、障がい児に対する児童発達支援を実施しています。

町として、児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、それぞれの専門性をより一層、活かした支援体制を強化するとともに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置などについて、その人数やニーズを把握し、町の現状に合わせ、圏域・市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して検討をしていきます。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、「茅ヶ崎地域小児等在宅医療連絡会議」及び「湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」を活用するとともに、これらの連絡会等と町地域自立支援協議会等の連携を進めてまいります。

さらに、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、受講を促し、設置に努めます。

（6）相談支援体制の充実強化

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとされています。

【町の現状と考え方】

町では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に基幹相談支援センターを開設しました。

今後は、基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援体制強化の取り組みとして、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言、地域の相談支援事業所等の人材育成、地域の相談支援機関等との連携を進めていきます。

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とされています。

【町の現状と考え方】

障がい福祉サービスが多様化するなか、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

そのため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加等を通じて、制度に対する理解を深めていきます。

なお、体制の構築については、近隣市の状況をみながら、町障害者事業所連絡会の活用なども視野に入れ検討していきます。



2. 障がい福祉サービスの種類と見込量

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、一月当たりの必要なサービス量を令和5年度まで見込みます。

見込量の算出にあたっては、各サービスの利用率を実績値から算出し、令和2年度以降の人口推計及び障がい者数に適用し推計しています。さらに、アンケート調査結果のサービス利用意向を勘案して見込量を算出しています。

【計画と実績について】

- ・実績の人分：当該年度内に利用した全ての人数
- ・実績の時間分：当該年度内の全ての利用時間数を12月で割った、一月あたりの利用時間の平均値
- ・実績の人日分：当該年度内の全ての利用日数を12月で割った、一月あたりの利用日数の平均値

なお、令和2年度にあたっては、見込値を記載しています。

【サービス見込量について】

令和5年度までの見込み数の人分や時間分、人日分も、上記実績と同じ考え方で計算し記載しています。

（1）訪問系サービス

訪問系サービス事業

【事業の概要】

在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。以下の5種類のサービスを提供します。

居宅介護

：居宅での入浴、排泄、食事等の身体介護、掃除、洗濯等の家事支援、通院介助を行います。

重度訪問介護

：重度の肢体不自由者や、行動障がいをもつ知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅における介護、外出時の移動中の介護を行います。

同行援護

：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時において移動に必要な情報や支援等を行います。

行動援護

：行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。

重度障がい者等包括支援

：介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

【現状と実績】

訪問系サービス事業は、近隣での実施事業所が微増しているものの、必要な人が全て希望通りに利用できている状況ではありません。事業所における福祉人材不足は各種サービスに共通した課題です。

令和2年度の同行援護は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用実績が大きく減少しています。なお、重度障がい者等包括支援の利用実績はありません。

居宅介護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	57	59	60
	実績	49	52	50
時間分	計画	775	806	839
	実績	706	677	664

重度訪問介護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	1	0	0
時間分	計画	6	6	6
	実績	2	0	0

同行援護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	13	13	13
	実績	13	12	10
時間分	計画	469	527	591
	実績	350	323	213

行動援護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
時間分	計画	6	6	6
	実績	3	6	6

【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、居宅介護において現在『利用していない』17.4%の人に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された人は5.3%になっています。（『わからない』が9.4%）。介護者の高齢化や近年のサービス利用の状況から考えても、今後もサービス利用は横ばいに近い傾向にあると見込んでいます。相談支援等により潜在的なニーズの把握に努め、必要な人に適正な量を支給決定していきます。

（令和5年度までの見込み）

居宅介護等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	50	50	50
時間分	682	682	682

重度訪問介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
時間分	2	2	2

同行援護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	10	9	9
時間分	269	242	242

行動援護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
時間分	6	6	6

（2）日中活動系サービス

＜1＞ 生活介護

【事業の概要】

常に介護を必要とする人に、昼間、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【現状と実績】

人数は概ね見込み量どおりとなっています。重度の身体及び知的障がいを重複している重症心身障がい者対応のサービス提供事業所へのニーズは高く、更なる充実が求められています。

生活介護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	104	106	109
	実績	104	110	114
人日分	計画	1934	1972	2027
	実績	1889	1983	2095

【サービス見込量と考え方】

長期施設入所からの地域移行や、特別支援学校の卒業生などの新規利用者へ必要な量を決定していきます。

（令和5年度までの見込み）

生活介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	119	125	131
人日分	2187	2297	2407

<2> 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）

【事業の概要】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状と実績】

機能訓練、生活訓練ともに若干名の利用がありました。

自立訓練（機能訓練）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	1	1	0
人日分	計画	20	20	20
	実績	6	5	0
自立訓練（生活訓練）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	8	9	11
	実績	2	1	1
人日分	計画	188	235	276
	実績	25	7	19

【サービス見込量と考え方】

機能訓練、生活訓練ともに一定の利用があるため、実績を考慮して見込みました。

（令和5年度までの見込み）

自立訓練（機能訓練）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
人日分	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
人日分	19	19	19

<3>就労移行支援

【事業の概要】

一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

【現状と実績】

就労の関心が高く、ニーズの高いサービスとなっています。

就労移行支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	12	13	14
	実績	16	17	15
人日分	計画	217	235	253
	実績	224	225	225

※平成30年度・令和元年度は、3月末の利用者を、令和2年度は9月の利用者を記載している。

【サービス見込量と考え方】

国では、「アセスメント期間（暫定支給期間）後、就労移行支援事業を利用することが適していると判断された利用者数が、令和元年度末における利用者数の1.27割以上増加とすること」を目標設定することとされていますが、今までの実績を考慮して、横ばいとなりました。

（令和5年度までの見込み）

就労移行支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	16	16	16
人日分	225	225	225

※人分及び人日分については3月末時点での利用者を見込んでいる。

＜4＞就労継続支援A型（雇用型）

【事業の概要】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに社会での就労に必要な知識や能力が高まった障がい者に対し、就職への移行に向けた支援を行います。

【現状と実績】

一般就労へ移行した人がいたため、就労継続支援A型の利用者数、利用日数ともに微減となっております。

就労継続支援A型		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	8	9	10
	実績	12	11	9
人日分	計画	139	157	174
	実績	195	176	158

【サービス見込量と考え方】

令和2年度9月現在、町内にA型事業所はありませんが、町内及び町外での事業所に関する情報収集に努め、利用者のニーズに合った情報提供を行うとともに、通所から就労に結びつくよう支援していきます。利用者については実績を考慮した数字になっています。

（令和5年度までの見込み）

就労継続支援A型	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	8	7	6
人日分	140	123	105

＜5＞就労継続支援B型（非雇用型）

【事業の概要】

通所により、雇用契約を結ばずに就労や生活活動の機会を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。

【現状と実績】

利用者数は、ほぼ横ばい傾向にあり、利用日数については増加しています。

就労継続支援B型		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	88	90	91
	実績	91	89	93
人日分	計画	1256	1282	1308
	実績	1373	1376	1471

【サービス見込量と考え方】

利用者数は、ほぼ横ばいであり、計画数値については、就労移行等他の障がい福祉サービスからの移行者及び特別支援学校等卒業見込み者の動向を考慮し、微増にて見込みました。

（令和5年度までの見込み）

就労継続支援B型	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	94	95	96
人日分	1487	1503	1518

<6>就労定着支援

【事業の概要】

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【現状と実績】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人が対象となりますので、就労移行支援の利用者とほぼ同じ人数を見込みますが、おおよそ半数の利用となりました。

就労定着支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	10	12	14
	実績	6	8	8

【サービス見込量と考え方】

実績を考慮し、就労移行支援の利用者数の半数を見込みました。

（令和5年度までの見込み）

就労定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	7	7	7

<7>療養介護

【事業の概要】

医療と通常介護を必要とする重症心身障がい者を受け入れる病院や施設において、重度の障がいに対応した医療的なケア等を行うサービスです。

【現状と実績】

サービスの提供事業所が限られているため、ニーズへの対応が難しくなっています。

療養介護		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	9	9	10
	実績	9	9	8

【サービス見込量と考え方】

これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障害者施設に入所している人の動向を考慮し、微減としました。

（令和5年度までの見込み）

療養介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	8	7	7

＜8＞短期入所（福祉型、医療型）

【事業の概要】

自宅で介護する人の病気やレスパイトにより、施設への短期の入所による入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

【現状と実績】

人数、延べ人数ともに支給決定を受けている人の大半が、介護者の病気など緊急時のことを考えている傾向があるため、これからも同様の傾向が続くと予測しています。長期利用者の有無により利用日数が変動します。福祉型、医療型ともに、利用希望に対してサービス提供事務所が不足しているのが現状です。

		短期入所	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉型	人分	計画	31	32	42
		実績	24	26	16
	人日分	計画	180	209	234
		実績	123	135	102
医療型	人分	計画	4	5	6
		実績	2	3	2
	人日分	計画	7	9	10
		実績	4	10	9

【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、現在『利用していない』16.4%の人に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された人は3.6%になっています。（『わからない』は9.9%）。今後必要と考えている方も含め、障がい者を支援する家族によるレスパイト等の目的により、利用ニーズは拡大していくことが想定されます。今後も圏域内外の事業所に関する情報収集を行うとともに、短期入所事業の充実に努めます。

（令和5年度までの見込み）

		短期入所	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	人分		26	26	26
	人日分		135	135	135
医療型	人分		2	2	2
	人日分		9	9	9

（3）居住系サービス

<1>共同生活援助(グループホーム・日中サービス支援型グループホーム)

【事業の概要】

グループホームにて共同で生活する障がいのある人に対し、相談その他日常生活上の援助を行います。

【現状と実績】

利用者数は、ほぼ計画値となり、微増となりました。

共同生活援助		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	48	52	56
	実績	52	53	56
	実績のうち 精神障がい者の数	13	19	19

※国の基本指針により、精神障がい者の数を把握することとされている。

【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、現在『利用していない』16.2%の人に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された人は4.3%になっています。（『わからない』は10.4%）。今後必要と考えている方も含め、知的障がい者および精神障がい者のグループホーム入居ニーズは高い状況です。障がい者支援施設からの退所や退院等による地域生活の場、介護者からの自立による地域での生活の場を確保するため、事業所に関する情報収集を行うとともに、グループホームの設置を働きかけていきます。

（令和5年度までの見込み）

共同生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	58	60	63
見込み人数のうち 精神障がい者の数	20	21	23

※国の基本指針により、精神障がい者の数を見込むこととされている。

＜2＞施設入所支援

【事業の概要】

施設に入所する人に、提供される入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

【現状と実績】

平成28年度末の入所者数を母数として令和2年度末の入所者数を2%削減する目標値が国より示されており、第5期計画にて削減目標を立てました。

退所された人が多く、令和2年度の入所者数は44人になりました。

施設入所支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	46	46	46
	実績	47	45	44

【サービス見込量と考え方】

国では、「令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上を削減すること」を目標設定しています。しかし、介護者の高齢化や区分6の障がい者など、十分な介護を受けられず入所待機となっている人もいることから、まずは待機者の改善を図っていくとともに、障がい支援区分が比較的軽度で地域移行への移行（グループホームなど）も検討していきます。

（令和5年度までの見込み）

施設入所支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	45	45	45

<3> 自立生活援助

【事業の概要】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

【現状と実績】

自立生活援助について、利用実績はありませんでした。

自立生活援助		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	2
	実績	0	0	0
	実績のうち 精神障がい者の数	0	0	0

※国の基本指針により、精神障がい者の数を把握することとされている。

【サービス見込量と考え方】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人等が対象となります。サービス量については、一人暮らしを希望する人のニーズや実績等を踏まえて見込みました。

（令和5年度までの見込み）

自立生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
見込み人数のうち 精神障がい者の数	0	0	0

※国の基本指針により、精神障がい者の数を見込むこととされている。

（4）相談支援

＜1＞計画相談支援

【事業の概要】

相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるよう支援します。

【現状と実績】

前計画では新規利用者を毎年7.7人の増加を見込みましたが、セルフプランの希望者も少なからずいたことから、達成率が伸び悩んでいます。

計画相談支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	196	203	211
	実績	188	190	191

【サービス見込量と考え方】

今後も障がい福祉サービスの利用者が増加する見込みであることと、セルフプランを利用している方が計画相談支援を希望する可能性、逆に計画相談からセルフプランに移行する可能性も踏まえて、若干名の増加を見込みました。

（令和5年度までの見込み）

計画相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	193	194	196

＜2＞地域移行支援

【事業の概要】

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【現状と実績】

利用者数は、ほぼ計画通りとなりました。

地域移行支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	1	1	0
	実績のうち 精神障がい者の数	1	1	0

※国の基本指針により、精神障がい者の数を把握することとされている。

【サービス見込量と考え方】

今後も地域移行促進のため、支給決定においては実施事業所及び入所施設、医療機関と連携して地域生活へのスムーズな移行に努めます。

（令和5年度までの見込み）

地域移行支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
見込み人数のうち 精神障がい者の数	1	1	1

※国の基本指針により、精神障がい者の数を見込むこととされている。

＜3＞地域定着支援

【事業の概要】

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡などの緊急対応を行います。

【現状と実績】

地域定着支援について、実績はありませんでした。

地域定着支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	実績のうち 精神障がい者の数	0	0	0

※国の基本指針により、精神障がい者の数を把握することとされている。

【サービス見込量と考え方】

今後も地域移行促進のため、支給決定においては実施事業所及び入所施設、医療機関と連携して地域生活へのスムーズな移行に努めます。24時間の連絡体制の確保が困難であり事業が実施できていないため、今後も引き続き安心して地域で生活していけるよう、事業所に働きかけていきます。

（令和5年度までの見込み）

地域定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
見込み人数のうち 精神障がい者の数	0	0	0

※国の基本指針により、精神障がい者の数を見込むこととされている。

（5）障がい児通所支援

＜1＞児童発達支援

【事業の概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などを行います。

【現状と実績】

令和元年 10 月から児童発達支援サービスが無償化されたことに伴い、令和元年度においては、利用者及び利用量が増加しています。

児童発達支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	35	41	47
	実績	36	46	43
人日分	計画	259	303	348
	実績	224	272	318

【サービス見込量と考え方】

早期療育の視点からも必須な事業です。計画の利用実人数や延べ人数の見込みについては、アンケートによると現在『利用していない』30.0%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は3.3%になっています。（『わからない』は23.3%）。無償化に伴うニーズの拡大は落ち着いていますが、今後必要と考えている方も含めた利用意向を反映させ、増加を見込んでいます。

（令和5年度までの見込み）

児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	47	51	56
人日分	348	377	414

<2> 医療型児童発達支援

【事業の概要】

未就学児を対象に、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

【現状と実績】

医療型については、利用実績がありませんでした。

医療型児童発達支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
人日分	計画	0	0	0
	実績	0	0	0

【サービス見込量と考え方】

医療型児童発達支援については、町内にこのサービスを提供できる事業者が無く、利用が難しい状態となっています。今後は他市町村及び事業所との情報共有に努めるとともに、新規ニーズの有無の確認も含めて利用の検討をしていきます

（令和5年度までの見込み）

医療型児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	0	0	0
人日分	0	0	0

<3>放課後等デイサービス

【事業の概要】

通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。

【現状と実績】

現在町内に3か所、町外にも多くの放課後デイサービス事業所があり、利用者は増加しています。

放課後等デイサービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	78	84	90
	実績	74	83	84
人日分	計画	920	991	1062
	実績	807	843	888

【サービス見込量と考え方】

毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須な事業です。計画の利用実人数や延べ人数の見込みについては、アンケートによると現在『利用していない』16.7%の人に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された人は3.3%になっています。（『わからない』は6.7%）。共働き家庭の増加など社会様式の変化も踏まえ、利用実人数の増加を見込んでいます。

（令和5年度までの見込み）

放課後等デイサービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	89	95	102
人日分	971	1036	1112

＜4＞保育所等訪問支援

【事業の概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、または、今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合、通い先の施設等を訪問し、障がい児及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

【現状と実績】

保育園、幼稚園に通う障がい児のうち、支給決定を行った人へのサービスで、若干名の利用がありました。

保育所等訪問支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
日分	計画	3	3	3
	実績	1	1	2

【サービス見込量と考え方】

町内にこのサービスを提供できる事業者が無く利用が難しい状態となっています。今後は圏域の既存事業所の利用検討も含め、地域の事業所と連携していきます。

（令和5年度までの見込み）

保育所等訪問支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	1	1	1
人日分	2	2	2

<5> 居宅訪問型児童発達支援

【事業の概要】

人工呼吸器を装着している状態など日常生活を営むために医療が必要な状態（医療的ケア児）や重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、自宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。

【現状と実績】

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績はありませんでした。

居宅訪問型児童発達支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
日分	計画	7	7	7
	実績	0	0	0

【サービス見込量と考え方】

町内にこのサービスを提供できる事業者が無く利用が難しい状態となっています。今後は既存の他市町村事業所の利用検討も含め、地域の事業所と連携していきます。

（令和5年度までの見込み）

居宅訪問型児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	0	0	0
人日分	0	0	0

<6>障がい児相談支援

【事業の概要】

障がい児が、通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と実績】

放課後等デイサービスなどのサービス利用者が増大したことにより、利用者の増加を見込みましたが、セルフプランを利用される人も多く、大きな伸びはありませんでした。

障害児相談支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	50	57	63
	実績	32	25	20

【サービス見込量と考え方】

成長に応じたきめ細やかなサービスを利用いただくためにも、相談支援事業所による相談支援数をいかに増やしていくかが課題となります。

（令和5年度までの見込み）

障害児相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	20	20	20

（6）障がい福祉サービス見込量確保のための方策

◆サービス提供事業所、近隣市町や関係機関との連携等によるサービス提供体制の充実

寒川町は、障がい福祉サービスを提供する事業所が少ない状況です。

また、支援の担い手となる人材も不足しており、サービスの利用希望があっても、充分に対応ができていません。

本計画におきましても、障がいの種別によらず、一元的で適切なサービスを提供するために、庁内および関係機関に各種研修会への参加を働きかけてまいります。

また、他市との連携のもと、必要に応じて重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを継続するとともに、地域自立支援協議会を活用し、広域的なサービスの利用について検討していきます。

◆在宅生活を送る環境の整備や場の充実

寒川町では、関係機関との連携、ケース会議の実施等を通じて、地域での支援を行うとともに、新規で手帳を取得された方には、交付の機会などを利用し、寒川町福祉団体協議会の紹介を行い、当事者団体や親の会の会員数の増員促進に努めています。

在宅生活を送る環境の整備については、快適な生活を送るため、住宅の階段や段差のバリアフリー化など設備面の改修に対し、住宅改修費助成を継続していきます。

グループホームを新規設置する事業者に対しては、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

その他、日常生活の場や身近な情報等を必要に応じて提供していきます。

また、障がいのある人の就労支援の一貫として、寒川総合図書館や寒川町役場本庁舎など、町立施設での職場体験実習の実施を行うとともに、障害者優先調達推進法に基づき、事業所に対し物品等や役務の提供の受注委託を引き続き行います。

さらに、就労意欲をもつ障がいのある人の能力に応じた雇用の促進、就労後の定着支援についても、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図り、障がいのある人の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対して障がいの理解促進や障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

◆相談支援体制の充実と活用

町は、委託相談事業所を設置し、これまでに障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談を受け、相談支援事業所と連携して、適切なサービスに繋げることができるよう調整してまいりました。

今後は、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、総合的な支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を進めます。

また、精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、引き続き福祉課窓口精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。

障がいがある人が地域で生活していくために、必要に応じた適切できめ細やかな支援を誰でも受けられるよう、一人ひとりの生活課題に応じた相談体制に取り組むことが大切です。特別な配慮や支援を要するケースについても地域自立支援協議会を活用し、問題解決を図ります。

3. 地域生活支援事業の見込量

町は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

【計画と実績について】

実績は当該年度全ての件数の合計で、令和2年度は4月から9月までの件数の合計を記載。

【サービス見込量について】

令和5年度までの見込み数は、各年度末までの年間見込量。

（1）必須事業

（ア）相談支援事業

障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

【主な事業内容】

- ①地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークのあり方や地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議します。
- ②町内委託相談事業所「生活相談室 すまいる」「寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと」と連携し、生活、サービス利用などの相談や情報提供、また権利擁護、住宅入居などに必要な援助を行います。
- ③精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置します。

【現状と実績】

- ①地域の实情に対する課題検討を身近な地域で行っています。平成22年4月より「寒川町地域自立支援協議会」を設置し、障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう取り組んでいます。
- ②相談量の増加により、町内の委託相談事業所を平成29年度より2か所とし、よりきめ細やかな相談に対応しています。
- ③令和元年度より福祉課窓口に配置している精神保健福祉士を増員し、多様な相談内容に対応できるよう強化しています。

相談支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業所	計画	2	2	2
	実績	2	2	2
相談員数	計画	9	9	10
	実績	9	9	10
相談件数(※)	計画	4714	4559	4408
	実績	3373	2497	1178

※件数の把握について、複数の内容の相談（居住や不安など）について、システムの設計に合わせるため件数が減っている。

【サービス見込量と考え方】

相談件数は減少傾向にあるものの、障がいのある人の増加や障がいのある人を取りまく多様な課題に伴い、その内容はより複雑化し、一人ひとりが抱えている問題に対し、きめ細やかに対応する必要があります。今後も町内の委託相談事業所及び基幹相談支援センターの3か所体制を継続するとともに、相談支援事業を充実させていきます。また、住宅入居等支援事業を引き続き実施していきます。

（令和5年度までの見込み）

相談支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	3	3	3
相談員数	12	12	12
相談件数	2427	2427	2427

【今後の事業展開】

寒川町の地域自立支援協議会の現状として、計画の策定や課題の整理を行うのと並行して、具体的な地域の課題に対して取り組みを行う必要があります。

基幹相談支援センターを中心に、今後も県や関係機関、近隣自治体等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止の充実に向けた体制の検討・整備を引き続き図っていきます。

（イ）成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶため、本人に代わって、家庭裁判所において後見人等選任のための申立て手続きや費用負担を行います。

【現状と実績】

利用希望者は現状少ないものの、制度の普及に伴い関心の高い事業です。制度上、申立てに係る資料集め等に時間がかかり、利用希望が殺到した際の対応は課題となります。

成年後見申立		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人分	計画	2	2	2
	実績	1	0	2
	達成率	50%	0%	100%

【サービス見込量と考え方】

今後も必要な事業ではあるものの、大幅な申請者の増は見込めないため、前計画と同様に2人ずつを見込みます。

（令和5年度までの見込み）

成年後見申立	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人分	2	2	2

【今後の事業展開】

障がい者の権利擁護を図ることは重要であるため、今後も成年後見人制度の円滑な利用促進に努めていきます。

（ウ）コミュニケーション支援事業

【事業の概要】

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、設置、また点訳による支援などを実施します。

【現状と実績】

週5日福祉課窓口到手話通訳者を設置し、開庁時には手話通訳にて情報保障を行っています。また、医療機関や学校関係、地域活動や講演会等へ手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。また、視覚障がいのある人向けに点字によるお知らせを実施しています。平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、町が主催する会議や講演会等に通訳者及び要約筆記者を派遣することが多くなっています。

コミュニケーション支援事業			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置	設置者数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	計画	19	20	21
		実績	18	19	17
	延べ利用者数	計画	211	235	261
		実績	233	278	81
要約筆記者派遣	実利用者数	計画	3	4	5
		実績	4	4	1
	延べ利用者数	計画	10	13	18
		実績	9	14	1

【サービス見込量と考え方】

手話通訳者設置事業については週5日の設置を継続します。手話通訳者派遣・要約筆記者派遣は共に実利用者数について変更がありませんが、延べ利用者数においては利用者の高齢化等により医療機関への利用が多くなっているため、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させています。

（令和5年度までの見込み）

コミュニケーション支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置	設置者数	1	1	1
手話通訳者派遣	実利用者数	20	20	20
	延べ利用者数	300	300	300
要約筆記者派遣	実利用者数	4	4	5
	延べ利用者数	15	15	18

【今後の事業展開】

週5日の手話通訳者設置事業を継続し、手話通訳者派遣・要約筆記者派遣については、拡大するニーズに対応できるよう通訳者等の確保に努めていきます。

全庁的に視覚障がいのある人に通知をする際には封筒に『寒川町』という点字シールを貼るよう周知を行っていますが、その他文章等に対しても支援ができるよう調整をしていきます。

（工）日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

在宅の障がいがある方に対し、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や、入浴・食事などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストーマ用装具などの排泄管理を支援する排泄管理支援用具などの快適な日常生活を支援するための用具を給付します。

【現状と実績】

事業特性として、一度交付してしまうと耐用年数を超えない限り、基本的には再交付ができないため、件数自体は大幅な増加の傾向が見られるということではありませんが、排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）については、今後も継続して利用が見込まれています。

日常生活用具給付事業			平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件数	計画	1	1	1
		実績	0	1	2
自立生活支援用具	件数	計画	4	4	4
		実績	0	4	3
在宅療養等支援用具	件数	計画	2	2	2
		実績	4	7	2
情報・意思疎通支援用具	件数	計画	4	4	4
		実績	5	7	1
排泄管理支援用具 (ストーマ用装具等)	件数	計画	83	85	87
		実績	95	94	87
居宅生活動作補助用具	件数	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

※排泄管理支援用具の件数は給付実人数（実際は半年毎の申請・交付となっている）

【サービス見込量と考え方】

排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）については年度によって増減がありますが、新規の利用者が見込まれるため微増としました。排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）以外の用具については、上記事業特性より、実績値を今後の計画見込みとしています。

（令和5年度までの見込み）

日常生活用具給付事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2
自立生活支援用具	件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数	4	4	4
排泄管理支援用具	件数	92	92	92
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

【今後の事業展開】

技術の進歩に伴い、新たに日常生活用具の対象となりうるものが増えてきています。とりわけ情報・意思疎通支援用具に関しては、利用者からの要望が多く、日常生活用具の対象とすかどうかの検討が必要となります。今後も引き続き対象となるものの見直しを行い、より良いサービス提供ができるよう、事業を進めていきます。

（オ）手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

手話人口を広め、その中から手話通訳者を輩出するための講座を実施し、障がいのある人が積極的に社会へ参加できるよう支援します。

平成25年度より必須事業に位置づけられた事業です。

【現状と実績】

神奈川県で実施している手話通訳養成講座につなげるため、町聴覚障害者協会の協力を得ながら手話通訳者養成講座を開催しています。初級①、初級②、中級、上級の4コースを複数年かけ行っています。初級コースに関しては、手話人口を広めることを目的としており、参加者も多くなりますが、中級・上級コースは、手話通訳を目指す方が対象のため参加者が減少しがちな状況です。

手話通訳者養成講座		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実受講者数	計画	23	24	25
	実績	42	27	6
登録見込者数	計画	0	0	1
	実績	0	0	0

※平成30年度は初級①・初級②、令和元年度は初級①・中級、令和2年度は上級コースを実施。
（令和2年度に開催を予定していた初級②については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止としました。）

※町には手話奉仕員登録制度がないため、登録見込者数は、神奈川県の手話通訳者認定試験に合格し、手話通訳者として町に登録した数となります。

【サービス見込量と考え方】

受講者数の見込量については、講座のコース内容により参加者数に差があるため、実績に基づいて見込みました。

登録見込者数については、神奈川県の手話通訳者認定試験の合格者が毎年度10人程度と非常に難しい試験となっており、合格者がいない年度もあるため、見込みとしては令和5年度に1人増としています。

（令和5年度までの見込み）

手話通訳者養成講座	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	40	27	21
登録見込者数	0	0	1

【今後の事業展開】

確実に手話通訳の登録者を増やしていくため、町聴覚障害者協会と講座内容を検討しながら、今後も単年度でとらえずに複数年にわたって、計画的に講座や演習などを開催していきます。

（力）移動支援事業

【事業の概要】

障がいがあり一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。

【現状と実績】

平成30年度・令和元年度については、利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数全てにおいて増加傾向が見受けられました。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用実績が大きく減少しています。

移動支援		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	計画	60	61	62
	実績	69	73	45
延べ利用者数	計画	559	569	579
	実績	722	762	203
延べ利用時間	計画	5352	5453	5557
	実績	5489	6153	1383

【サービス見込量と考え方】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間については、近年の実績変動を考慮し、増加を見込みました。

（令和5年度までの見込み）

移動支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	82	86	91
延べ利用者数	849	896	945
延べ利用時間	6856	7235	7631

【今後の事業展開】

全国的なヘルパー不足の状況の中、いかに社会資源を増やしていくかが課題となっています。この課題については時間を要するもので、早急な解決を望めるものでないことから、国や県などと協力し対策を講じていきます。また、利用目的や実施方法を見直し、より社会参加を促せるよう検討を続けます。

（キ）地域活動支援センター機能強化事業

【事業の概要】

障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会の提供や、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能強化するための事業を実施します。

【現状と実績】

この事業の基礎となる地域活動支援センターは町内に1箇所設置していますが、その利用実績は横ばいの状況です。また、茅ヶ崎市内にある地域活動支援センターについても利用できるよう茅ヶ崎市と協定を結んでおりますが、そちらの利用実績も大きな変化は見られません。就労継続支援B型などの障がい福祉サービスを利用する人が増加し、地域活動支援センターの利用者が固定化している印象があります。

地域活動支援センター		平成30年度	令和元年度	令和2年度
町内	設置箇所	計画	1	1
		実績	1	1
	実利用者数	計画	12	10
		実績	20	18
町外	利用箇所	計画	2	1
		実績	2	3
	実利用者数	計画	2	2
		実績	2	3

【サービス見込量と考え方】

現状、町内外の事業所ともに利用者は横ばい状況ですが、地域移行者により今後もニーズは継続すると思われます。

（令和5年度までの見込み）

地域活動支援センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内	設置箇所	1	1	1
	実利用者数	23	24	25
町外	利用箇所	3	3	3
	実利用者数	4	5	6

【今後の事業展開】

平成23年4月に町内に地域活動支援センターを設置して以来、地域に根ざしたセンター運営を実施してきました。最近では利用実績が横ばいの状況であるため、利用者のニーズに合った事業実施を検討していきます。

また、今後も茅ヶ崎市の協力を得て、茅ヶ崎市内の地域活動支援センターが利用できるよう、調整を図ります。

（2）任意事業

（ク）訪問入浴事業

【事業の概要】

重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供することで、身体を清潔にし、心身機能が維持できるよう支援します。

【現状と実績】

訪問入浴を利用する以外に入浴方法が確保できない人が対象であり、通所や居宅介護により入浴が可能な方は対象外となるため、対象者が限られています。

訪問入浴サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	計画	6	7	7
	実績	6	6	5
延べ利用者数	計画	231	270	270
	実績	277	296	139

【サービス見込量と考え方】

利用できる対象者が限られているため、利用実績を基に横ばいで見込みました。

（令和5年度までの見込み）

訪問入浴サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	6	6	6
延べ利用日数	284	284	284

【今後の事業展開】

家庭や通所による入浴が困難な状態にあっても、健康維持ができるよう利用者や介護者のニーズに対応していきます。

（ケ）日中一時支援事業

【事業の概要】

介護者が一時的に介護をできないときに、障がい者施設等で見守り、介護を実施、又は障がい者の活動や社会に適應するための日常的な訓練等を行うサービスです。

【現状と実績】

介護者の高齢化に伴い、介護者の負担を軽減するため、利用が増加しています。

日中一時		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	計画	18	18	19
	実績	26	36	31
延べ利用者数	計画	295	298	302
	実績	262	337	176
延べ利用時間	計画	5045	5100	5156
	実績	5331	7216	3745

【サービス見込量と考え方】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数について、日中一時支援の実績数を基に利用意向を反映させ、増加を見込みました。

（令和5年度までの見込み）

日中一時	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	34	37	40
延べ利用者数	408	473	548
延べ利用時間	8736	10128	11734

【今後の事業展開】

町内既存の事業所をさらに充実させていくとともに、利用対象者のライフステージに対応した支援体制の構築に努めます。

（コ）社会参加支援事業

【事業の概要】

卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、スポーツ教室の開催など、障がいのある人が積極的に社会参加できるよう支援します。

【現状と実績】

卓球教室及びスポーツ大会は、例年、参加者が固定化しています。また、高齢化が進み参加が難しくなっている人が増えていることに加え、新規参加者があまり増えていないのが現状です。令和2年2月以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、卓球教室及びスポーツ大会が中止となっています。

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
卓球教室	延べ参加人数	計画	107	112	117
		実績	99	68	0
スポーツ大会参加	延べ参加人数	計画	38	39	41
		実績	59	30	0

【サービス見込量と考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、見込みの算出は困難ではありますが、これまでの実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させています。スポーツ大会については、スポーツ推進計画との整合性を図り、今後も障がいのある方にもスポーツに親しんでもらえるよう機会を提供していきます。

（令和5年度までの見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
卓球教室	延べ参加人数	89	89	89
スポーツ大会参加	延べ参加人数	46	46	46

【今後の事業展開】

卓球教室及びスポーツ大会は、すでに参加されている人に加えて、新規に参加される人を増やしていくための広報活動や、障がいのある人が参加しやすい新たな競技種目の検討を行い、障がいのある人がひとりでも多く参加できるような事業展開をしていきます。

（3）地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がいのある人が、町で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら、生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。

それを補うためにも、町の事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。

また、サービス提供の充実に終わらず、さらに地域の人たちの理解と協力を得るとともに、近隣市との連携等により障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう検討していきます。

◆相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するとともに、引き続き、地域における支援体制の問題点や課題などについて、地域自立支援協議会において協議、検討し、地域の課題に対する取り組みを図ります。

また、障がいのある人の権利を守るために、成年後見制度や法人後見支援事業、「さむかわ財産保全・管理あんしんサービス」を行っている寒川町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度利用支援事業*の活用にも繋げていきます。

◆サービス提供事業所の整備

移動支援について、提供事業所が少なく利用者の要望に充分に応えることが難しい状況が続いています。第6期計画におきましても、移動支援事業において利用目的や実施方法を見直し、適正な利用が出来るように検討を続けていきます。

◆地域支援体制の確立

地域支援体制の確立に向け、引き続いて地域でのネットワークを築き上げながら、町主催のイベントに積極的な参加をしてもらっています。

広報やホームページの活用、地域活動団体や関係機関とのさらなる連携を図り、あらゆる町民がイベント等への参加を通じて、また、障がいのある人が作った手作り品を公共施設などで展示、販売などをすることにより、障がいへの理解を深めるとともに、町民への啓発活動を行っていきます。

資料編

■計画策定までの経過■

令和元年8月21日(水)

令和元年度第2回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)3階 会議室

議題 (1) 令和元年度第1回地域生活支援拠点に係るワーキンググループ活動報告について

(2) 寒川町障がい者福祉計画における今期計画の評価について

令和元年11月6日(水)

令和元年度第3回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)3階 会議室

議題 (1) 令和元年度第2回・第3回地域生活支援拠点に係るワーキンググループ活動報告について

(2) 寒川町障がい者福祉計画における今期計画の評価について

令和2年1月14日(火)

令和元年度第4回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 寒川町民センター1階 展示室

議題 (1) 令和元年度地域生活支援拠点に係るワーキンググループ活動報告について

(2) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて

令和2年3月25日(火) 中止

令和元年度第5回寒川町地域自立支援協議会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議にて実施

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定のスケジュールについて

(2) その他

令和2年2月14日(金)～3月9日(月)

アンケート調査実施

対象 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を所持する寒川町民

発送数 合計1,000人

回収数 414件

回収率 41.4%

令和2年7月1日(水) **中止**

令和2年度第1回寒川町地域自立支援協議会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議にて実施

- 議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画実施状況及び評価について
(2) その他

令和2年8月21日(金)

令和2年度第2回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 東分庁舎2階 会議室

- 議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について
(2) その他

令和2年10月12日(月)

令和2年度第3回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)サブアリーナ

- 議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について
(2) その他

令和2年11月13日(金)

令和2年度第4回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)多目的室

- 議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について
(2) その他

令和2年12月2日

寒川町議会文教福祉常任委員会協議会へ報告

令和2年12月14日(月)～令和3年1月12日(火)

寒川町障がい者福祉計画(案)のパブリックコメント実施

閲覧場所 役場本庁舎、町民センター及び分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川町総合体育館)、寒川総合図書館、町ふれあいセンター、町福祉活動センター、寒川町ホームページ

令和3年2月3日(水) **中止**

令和2年度第5回寒川町地域自立支援協議会開催

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議にて実施

- 議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について
(2) その他

令和3年2月下旬

県への意見照会

令和3年3月上旬～

パブリックコメント*結果公表

閲覧場所 役場本庁舎、町民センター及び分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川町総合体育館)、寒川総合図書館、町ふれあいセンター、町福祉活動センター、寒川町ホームページ

令和3年3月 日

県より計画承認

令和3年3月 日()

寒川町議会文教福祉常任委員会協議会へ報告

令和3年3月末

寒川町障がい者福祉計画策定

■寒川町地域自立支援協議会設置要領■

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき設置する寒川町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の強化に関すること。
- (2) 町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関すること。
- (3) 町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がいのある当事者及びその家族
- (2) 障がい福祉関係団体の職員
- (3) 公募の町民
- (4) その他町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

- 第7条 協議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(ワーキンググループ)

- 第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

(秘密の保持)

- 第9条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、福祉部福祉課又は寒川町障害者基幹相談支援センター事業実施要綱(令和2年10月1日施行)第4条の規定に基づき受託した社会福祉法人等が担当する。

(委任)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず当該任命の日から平成24年6月30日までとする。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

◆寒川町地域自立支援協議会委員名簿

(令和2年7月1日現在)

	氏 名	所 属
会長	内山 泰祐	寒川町障害者事業所連絡会 (自立支援事業所かっぱどっくり)
副会長	稲葉 康宏	社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会
委員	大西 洋子	当事者家族
	長谷川 尚子	寒川町聴覚障害者協会
	山根 信子	寒川町手をつなぐ育成会
	長田 澄代	寒川町視覚障害者福祉協会
	瀧本 聡	特定非営利活動法人 ともだち
	小川原 寿恵	茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 (茅ヶ崎・寒川やまびこ会)
	吉村 利幸	SK卓球協会
	斉藤 恭彦	茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会 (特定非営利活動法人 UCHI)
	兼崎 さおり	寒川町障害者事業所連絡会 (地域活動支援センター F(エフ))
	藤岡 達雄	寒川町自治会長連絡協議会
	山村 玉恵	寒川町民生委員児童委員協議会
	中野 久美子	医療法人社団朋友会 けやきの森病院
	高橋 陽子	神奈川県中央児童相談所 子ども相談課
井上 郁子	茅ヶ崎市保健所保健予防課	

■障がい福祉関係用語集■

■あ行

【あんしん賃貸支援事業】

障がいのある人や高齢者が属する世帯、ひとり親世帯等の入居を受け入れることとして、都道府県等の登録を受けた民間賃貸住宅に関する情報提供やさまざまな支援を行うことにより、障がい者の入居をサポートする事業。

【意思決定支援】

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がい者を支援する者が行う支援の行為及び仕組みのこと。

【一般就労】

民間企業等に雇用され働くこと。

【SOS ネットワーク事業】

障がいのある人が行方不明になってしまった時に、警察や関係機関等と連携をとり、本人の安全と家族の安心を支える事業。

【SDGs:エスディーゼーズ】

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、「この先の世界が今以上によくなるために、2030年までに世界の人全員で協力して解決したい目標」のこと。2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標で、健康と福祉、海の豊かさを守るなどの、経済・社会・環境の17項目にまたがる。

■か行

【強度行動障がい】

他害や自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態を指す。

【権利擁護】

知的や精神に障がいのある人が、様々な場面で不利益を被ることのないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。

【高次脳機能障がい】

一般に外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等を指す。

■さ行

【視覚障がい】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法*では、障がいが永続するものであって、①両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの、②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、③両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの、④両眼による視野の2分の1以上が欠けているものをさすとされている。

【肢体不自由】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法では、肢体及び体幹の機能の障がいを指し、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がいまたは人差し指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいが対象とされている。

【児童相談所】

児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する障がい児を含めた児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導機関。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、市町村が行う児童福祉に関する業務の実施に関して、市町村間の連絡調整や市町村に対する情報提供等の援助を業務とするほか、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、④障害児施設給付費等の支給要否決定の際に意見を述べること等、必要に応じ巡回してこれらの業務を行う。

【児童福祉法】

18歳未満の児童の健全な育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めている。

【自閉スペクトラム症】

重度の知的障害を伴う自閉症から知的障害を伴わないアスペルガー症候群など幅広い症状を含む発達障害の一種。

【社会資源】

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他関連のある関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織です。全国、都道府県指定都市、市区町村の3種類の社会福祉協議会がある。

【障害者就業・生活支援センター】

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人等で、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を行う機関。

【障害基礎年金】

国民年金法に基づく年金給付の一種です。国民年金加入中（または加入していた人で60歳～65歳未満の時）に初診日のある疾病で、初診日から1年6か月経過した時に請求することができる。

【障がい児】

18歳未満である障がいのある人のこと。身体障がい、知的障がいにおいては児童福祉法にて定義されている。精神障がいについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によって定義されている。

【障がい支援区分】

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す区分です。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、介護給付の申請があった場合に認定が行われる。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。

【障がい児通所支援】

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の援助を行うサービスです。就学前の障がいのある児童を対象とした「児童発達支援」や就学中の障がいのある児童を対象とした「放課後等デイサービス」などのサービスがある。

【障害者基本法】

身体障がい・知的障がい・精神障がいを対象として、施策の基本理念や、生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としている。昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応したものにすため、平成5年に改正され、障害者基本法となりました。平成23年に一部が改正され、これにより、全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する

かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障がいのある人の定義の見直しや、基本施策として“療育”や“消費者としての保護”、“司法手続きにおける配慮”などが新設された。

【障害者虐待防止法】

障がいのある人に対する虐待の禁止や虐待を受けた場合の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

なお、「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待。類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに分けられる。

【障害者週間】

毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」として、広く障がい福祉について関心と理解を深めるため、積極的に活動する期間。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。平成25年4月より障害者自立支援法から改正され、その対象者が障がい者手帳の所持者に加えて難病患者が増え、平成28年6月の改正により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応や障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われることとなった。

【障がい福祉サービス】

障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。障害者総合支援法に基づき「介護給付」、「訓練等給付」及び市町村で実施する「地域生活支援事業」に区分けされる。各サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

【障害者優先調達推進法】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るもの。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めたもので、平成28年4月に施行された。

【重症心身障がい／重症心身障がい児者】

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児者と定めている。

【自立支援医療】

障害者総合支援法に基づいた公費負担医療の名称。実施主体は、更生医療、育成医療は市町村、精神通院医療は都道府県。

「自立支援医療費支給認定実施要綱」によれば、対象となるのは確実な治療効果を期待できる疾患とされており、更生医療と育成医療については、例えば、角膜移植、外耳道形成術、人工関節置換術、心臓ペースメーカー設置、人工透析、口蓋裂後遺症の歯科矯正等であり、精神通院医療については、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能疾患などが対象。

【自立支援給付】

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定または認定を受けた障がいのある人が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した9割を基本に公費負担する制度。

【手話通訳者】

都道府県の行う手話通訳養成研修事業を終了し登録を受けた者。聴覚障がい者の理解力に応じた手話通訳の能力が求められる。手話通訳者の技能を有するものの相称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で用いる場合もある。

【身体障がい者】

身体障害者福祉法により、都道府県知事または政令指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた者。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。

対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい、④肢体不自由障がい、⑤内部機能障がい（呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、腎臓、心臓、肝臓）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

【身体障害者福祉法】

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、身体障がい者を援助し、および必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生

相談、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、盲導犬の貸与等を定めている。

【精神障がい者】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されている。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。1級から3級に区分けされ、手帳所持者は、各種福祉サービスを受けることができる。

【精神保健福祉士】

精神に障がいのある人の保健及び福祉に関する専門的知識と技術によって、精神に障がいのある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。精神保健及び精神障害者に関する法律に基づく国家資格で、精神保健福祉士試験に合格し、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。

【成年後見制度】

認知高齢者、知的障がい、精神障がいにより、判断が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、成年後見人を選任する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

知的障がいや精神障がいのある人に対し、家庭裁判所で町長申し立てにより選任された後見人等の報酬を一部補助する制度。

■た行**【地域自立支援協議会】**

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とし、また地域の実情に合った課題の解決に向け取り組んでいくことを目的に設置した協議会。

地域の関係機関によるネットワークの構築、困難事例や地域の課題等の情報共有、共通の目的の課題解決に向け協議・検討を行う場。

【地域活動支援センター】

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業所。

【知的障がい者】

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【注意欠陥多動性障がい（ADHD）】

年齢あるいは発達の不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【聴覚障がい】

耳から大脳の聴覚中枢に至る経路の一部あるいは全部に損傷があり、言葉や音の聞き取りが困難で、日常のコミュニケーションに支障があると自覚または他覚されていること（人）をいう。なお、身体障害者福祉法では、両耳の聴覚レベルが70dB以上の人などを聴覚障がい者とし、障害程度等級を2級から6級の間で認定している。

【特別支援学校】

障がいのある児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する又は克服するために適切な指導や必要な支援を行う学校。

■な行

【内部障がい】

肢体不自由以外の体の内部の障がいのことで、身体障害者福祉法に定められた身体障害の総称。具体的には、心臓、じんぞう、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓もしくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がいを指す。

【難病】

「原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

【日常生活用具】

給付の対象となる日常生活用具は、(1)安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、(2)日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、(3)製作や改良、開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、という三つの要件を全て満たすものであること、並びに、用具の種類として、次に掲げる6種類の枠組みが示されている。

①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等の介護支援用具や訓練用のいす

など

- ②自立生活支援用具：入浴補助用具、屋内信号装置、入浴・食事・移動等の支援用具
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の在宅支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器、人工喉頭など情報伝達、意思疎通等の支援用具
- ⑤排泄管理支援用具：ストーマ用装具その他排泄管理を支援する用具及び衛生用品
- ⑥居宅生活動作補助用具：当該用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【NET119（ねっと いち いち きゅう）】

聴覚障がいなどの理由で、電話を利用して音声による 119 番通報が困難な方に利用いただくもので、携帯電話やスマートフォンを使い素早く消防に通報することができるシステムです。FAX119 では難しかった、外出先からの通報や、チャット（文字による対話）を利用した通報が可能になっている。利用にあたっては事前に登録が必要。

■は行

【発達障がい】

病気とは異なり生まれつきの特性であり、いくつかのタイプに分類される。自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれ、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることがあり、個人差がとても大きいのが特徴。

【発達障害支援センター「^{エース}かながわA」】

発達障害のある方に対する支援を総合的に行う機関です。神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の発達障害のある方、ご家族、関係機関等への支援を行っている。

【発達障害者地域支援マネージャー】

発達障がい児者及びその家族が、ライフステージを通じて身近な地域で適切な支援を受けて安定した社会生活を送れるようにするため、地域の関係諸機関に対する機関支援（機関コンサルテーション）を専門に行います。発達障がい児を支援している事業所などからの支援依頼に基づき、電話や訪問、ケース会議への参加等を通じて、発達障がい児者の支援を行う機関に対しケースの見立てや、必要な支援の橋渡し等の活動を行う。

【パブリックコメント】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

【バリアフリー】

障がいのある人等が社会生活をしていく上で「バリア（障がい）」を「フリー（除く）」にするという意味で用いられ、障がいのある人を取り巻く社会環境における制度的・文化・情報面の妨げを取り除くこと。

【ハローワーク（公共職業安定所）】

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく、国民の安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。求職者には、就職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供します。

【ひまわり教室】

児童福祉法に基づき、寒川町に設置されている児童発達支援の事業所。

【福祉的就労】

障がいのある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。

【ペアレントトレーニング】

保護者や身近な養育者が子どもへの適切なかわり方を学ぶ家族支援のアプローチの一つです。

【ボランティア】

社会福祉において、個人の自由な意思により、考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人です。個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は、「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

■ま行

【マイ・タイムライン】

マイ・タイムラインとは、災害の発生を想定し、自分自身や家族がとるべき防災行動を時系列で整理するもので、町民一人ひとりの防災行動計画のことです。

【民生委員】

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の地域を受け持ち、社会奉仕の精神をもつ

て地域社会の中で、障がいのある人をはじめ、子どもから高齢者までの福祉のよき相談相手としてきめ細かな指導・助言にあたっている。

【みんなのトイレ】

身体に障がいのある人、オストメイト（人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した**誰もが円滑に利用しやすい**トイレ。

■や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢・性別・身体能力・障がいの有無を問わずに、できるだけ多くの人利用可能であるようなデザイン。

【養護学校】

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校のこと。特別支援学校とも言う。

【要支援者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。寒川町では「避難行動要支援者名簿」を作成した上で個別支援プランを作り、災害時に配慮をしなければならない内容を整理している。

【要約筆記者】

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。「話すスピード」は「書く（入力）スピード」より数倍も速いため全部は文字化できない。話の内容を要約して筆記するため『要約筆記』という。

■ら行

【ライフステージ】

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期など人生の節目によって区分される生活環境の段階を指す。

【理学療法】

理学療法とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。

【リハビリテーション】

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、社会生活をしていく手段を得るための総体を指す。

【療育】

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育を指す。

【療育手帳】

児童相談所や知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくすることを目的としている。

【レスパイトケア】

障がいのある人の家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助。

寒川町障がい者福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 寒川町

〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-74-5613

e-mail fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

編集 寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当